

[北陸地方整備局版]

より良い
施工体制の確保を求めて

機 械 設 備 工 事 編

平成20年4月

— より良い施工体制の確保を求めて —

【機械設備工事】
(鋼構造物工事業・機械器具設置工事業・さく井工事業編)

[北陸地方整備局版]

[北陸地方整備局 企画部 施工企画課 編集]

目 的

近年、公共工事の発注に関する公平性・透明性に関する社会からの要請が強まっています。本書は、「機械工事施工ハンドブック(機械工事共通仕様書(案)準拠)平成11年」、「土木工事現場必携(北陸地方整備局建設技術協会)」を北陸地方整備局版として補完するもので、機械関係の工事分野においての、発注・契約・監督・検査各段階での、考え方の整理を行うことにより、工事が円滑に進捗することを目的に、北陸地方整備局企画部施工企画課において編集を行い【より良い施工体制の確保を求めて(鋼構造物工事業・機械器具設置工事業・さく井工事業編)[北陸地方整備局版]】として編集いたしました。

今後、北陸地方整備局が発注する公共工事において、さらなる法の遵守及び適正な施工体制の確保を期待するものです。

目 次

1	建設業について	1
(1)	特定建設業と一般建設業	1
(2)	指定建設業	2
(3)	機械関係の工事区分	2
2	現場代理人の配置	3
(1)	現場代理人の業務	3
(2)	現場代理人の兼務	3
(3)	関係法令の記述	3
3	主任（監理）技術者の配置	4
(1)	主任（監理）技術者の業務	4
(2)	関係法令の記述	4
(3)	工事業種別による主任技術者の要件	5
(4)	指定学科	7
(5)	実務経験年数について	10
(6)	実務経験年数に関する見解	10
4	監理技術者	11
(1)	監理技術者	11
(2)	監理技術者の条件	11
(3)	監理技術者の確認方法	11
5	技術者に求められる雇用関係	13
(1)	雇用関係の確認	13
6	専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事	14
(1)	主任技術者	14
(2)	監理技術者	14
(3)	専任を要しない期間	14
(4)	専任制の特例	15
7	品質証明	16
(1)	品質証明員の資格要件	16
(2)	品質証明項目	16

8	機械設備点検整備作業における技術者の配置	17
(1)	管理技術者の業務	17
(2)	管理技術者の資格要件	17
9	提出書類	18
(1)	工事着手前に提出する主なもの	18
(2)	工事着手前に提出し承諾を受ける主なもの	18
(3)	工事進捗にあわせて提出する主なもの	18
(4)	工事完成時に提出する主なもの	18
10	工事カルテ作成、登録	19
(1)	工事実績情報サービス（CORINS）のデータ登録について	19
(2)	工事カルテの確認について	19
(3)	500万円以上2,500万円未満の工事について	19
11	建設業退職金共済制度	20
(1)	対象となる労働者	20
(2)	建設業退職金共済制度適用事業場の照会	20
(3)	建設業退職金共済証紙の納入報告書の提出	20
12	施工体制台帳・施工体系図	22
12-1	施工体制台帳	22
(1)	施工体制台帳作成の義務	22
(2)	公共工事に係る施工体制台帳への下請業者の記載の扱いについて	23
12-2	施工体系図	24
(1)	基本的な考え方	24
(2)	公衆の見えやすい場所に、掲示しなくても良い場合等の考え方	24
12-3	施工体制台帳、施工体系図の留意事項	25
13	労働安全衛生	27
(1)	安全衛生管理体制に関する基本体制	27
(2)	作業員が常時10人～49人の場合の体制	29
(3)	作業員が常時9人以下の場合の体制	29
(4)	労働安全衛生体制	30
(5)	労働安全衛生法及び関係政省令の体系図	34
14	工事打合せ簿	35
(1)	発注図書の照査	35
(2)	承諾図書の提出	36
(3)	設計変更の有無の確認	36

15	品質管理	37
(1)	施工計画書への記載	37
(2)	試験項目の確認(前段階)	37
(3)	検査時	37
16	出来形管理	38
(1)	出来形測定	38
(2)	購入品の証明	38
17	工程管理	39
18	その他	39
(1)	機器等の製作における下請負の考え方	39
19	Q&A	41
	参考：様式の記載例	44
	参考文献一覧	52
	チェックシート	53

1. 建設業について

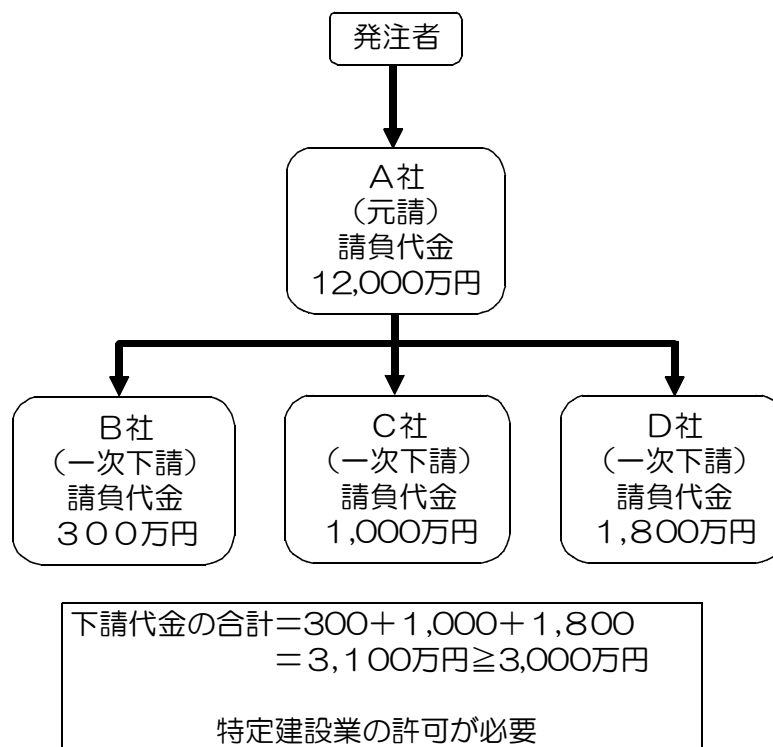
(1) 特定建設業と一般建設業

建設業を営む者は、軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、元請・下請を問わず建設工事の種類ごとに**一般建設業**の許可を受けなければなりません。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ3,000万円（建築1式工事の場合は4,500万円）以上を下請契約して工事を施工する者は、**特定建設業**の許可を受けなければならない。

※軽微な工事とは、工事1件の請負代金が

- 建築一式工事の場合→1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150 m²に満たない木造住宅工事
- その他の建設工事の場合→500万円に満たない工事

【機械設備工事の例】



ポイント

特定建設業の許可が必要かを判断をする時、『機器単体品』の取扱いは下請契約にその購入費用等が含まれているかどうかであり、下請契約の請負代金の合計額で判断する。

【機器単体品の例】

- 水門設備：減速機、油圧ユニット、監視操作盤類等
- 揚排水ポンプ設備：原動機、流体継手、消音器等

(2) 指定建設業

指定建設業とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業の7業種をいう。この7業種で特定建設業の許可を受けようとする場合は、**営業所に必要な専任の技術者は実務経験では認められず**、1級国家資格相者または国土交通大臣特別認定者を配置しなければならない。

(3) 機械関係の工事区分

建設業法における、機械関係の工事区分は、次のとおりである。

業種	建設工事の内容	建設工事の例示
鋼構造物工事業 (指定建設業)	形鋼、鋼板等の鋼材を加工又は組立により工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
機械器具設置工事業	機械器具の組立等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事 ^{※1} 、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事 ^{※2} 、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事
さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事

※1：「昇降機設置工事」も含まれる。

※2：トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事

★建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」

ポイント

『さく井工事業』は、消融雪設備等における「さく井」のみを発注する場合とし、ポンプ設備、送・散水管等を含む場合は『機械器具設置工事業』とする。

2. 現場代理人の配置（工事請負契約書第10条）

（1）現場代理人の業務

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取り締まりのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人であり、**工事現場に常駐することとされている。**

- ◆ 具体的な権限については（3）関係法令の記述、契約書第10条の2参照
- ◆ 常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを必要とします。

現場代理人の職務は、特に次ぎに掲げる事項について真摯に努めることが必要です。

- ① 契約関係書類（監督職員経由も含む）の提出前の事前確認
- ② 工事工程に関する事前協議（機械工事共通仕様書1-1-22）
- ③ 監督職員との協議資料作成と説明（特に請負額の変更を伴う必要がある場合は、資料の説明に加えて必要経費の概算を監督職員に示す）→工事打合せ簿に限る。

（2）現場代理人の兼務

現場代理人は、工事請負契約書第10条の4により主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができますが、各々の職務が異なることから、**大規模工事においては単独で専任することが、望ましい。**

（3）関係法令の記述

□ 現場代理人

関係法規等	条 文	記 述 内 容
工事請負 契約書	第10条	乙は、次の各号に掲げる者を定めて 工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知 しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 一 現場代理人 二 〔専任の〕主任技術者 〔監理技術者資格者証の交付を受けた専任の〕監理技術者 三 専門技術者〔建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ〕
	第10条 の2	現場代理人は、この契約の履行に関し、 工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負金額の請求及び受領、第12条の第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
建設業法	第19条 の2	請負人は請負契約の履行に関し 工事現場に現場代理人を置く場合 においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法（第3項において「現場代理人に関する事項」という。）を 書面により注文者に通知 しなければならない。

3. 主任（監理）技術者の配置（建設業法第26条第1項） （工事請負契約書第10条）

（1）主任（監理）技術者の業務

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の指導監督を行う技術者であり、工事現場に専任することとされている。

◆専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること。

（2）関係法令の記述

□ 主任（監理）技術者

関係法規等	条 文	記 述 内 容
工事請負契約書	第10条	現場代理人の項を参照
建設業法	第26条	建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、 第7条の第2号のイ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの （以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。
	第26条 第2項	発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、・・・ 下請契約の請負代金の額・・・政令で定める金額以上になる場合においては・・・当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの （以下「監理技術者」という）を置かなければならない。
	第26条 の3	主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の 施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理 及び当該建設工事の施工に従事する者の 技術上の指導監督 の職務を誠実に行わなければならない。

【主任技術者】

建設業の許可を受けた者が、請け負った建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を配置しなければなりません。

【監理技術者】

発注者から直接請け負った（元請）建設工事のうち下請契約の合計額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 工事業種別による主任技術者の要件（建設業法による）

主任技術者として認められる条件は、資格要件又は実務経験等のいずれかを満足しなければならない。（昭和47年3月8日建設省告示第352号）

□資格要件による場合

鋼構造物工事業

資 格 名
1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（種別：土木）
1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（種別：躯体）
1級建築士
技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）
技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」）
技能検定：1級鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）
技能検定：2級鉄工（合格した後、鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者）

機械器具設置工事業

資 格 名
技術士（機械部門）
技術士（総合技術監理部門「機械部門」）

さく井工事業

資 格 名
技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」）
技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」）
技能検定：1級さく井
技能検定：2級さく井（合格した後、さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者）
地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者

□実務経験等による場合

鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、さく井工事業

項 目	経験年数	備 考
高等学校（旧実業学校を含む）若しくは中等教育学校	5年以上	指定学科に限る
大学（旧大学を含む）	3年以上	//
高等専門学校（旧専門学校を含む）	3年以上	//
関係する工事業に係る実務経験	10年以上	
同等以上の知識及び技術又は技能を有するもの		国土交通大臣が認定

□発注時に求める具体的な技術者要件（点検・整備作業は除く）

鋼構造物工事業（水門設備工事）の場合

- ・ 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
同等以上の資格を有する者とは
 - 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）
 - 技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」）の資格を有する者

機械器具設置工事業（ポンプ設備工事、トンネル換気設備工事、消融雪設備工事等）の場合

- a) 機械工学又は電気・電子工学に関する学科を卒業後
 - ・ 高等学校（旧中学校令による実業高校を含む） 5年以上
 - ・ 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む） 3年以上
 - ・ 大学（旧大学令による大学を含む） 3年以上
- b) 10年以上の実務経験を有する者
- c) 下記の資格を有する者であること。
 - ・ 技術士（機械部門「選択科目は問わない」）
 - ・ 技術士（総合技術管理部門「選択科目：機械に係わるもの」）

さく井工事業（※消融雪設備工事）の場合

- a) 機械工学又は土木工学に関する学科を卒業後
 - ・ 高等学校（旧中学校令による実業高校を含む） 5年以上
 - ・ 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む） 3年以上
 - ・ 大学（旧大学令による大学を含む） 3年以上
- b) 10年以上の実務経験を有する者
- c) 下記の資格等を有する者であること。
 - ・ 技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」）
 - ・ 技術士（総合技術監理部門・「上水道及び工業用水道」）
 - ・ 技能検定：1級さく井
 - ・ 技能検定：2級さく井（合格した後、さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者）

※ この場合の消融雪設備工事とは、消融雪設備等における「さく井」のみを発注する場合であり、ポンプ設備、送・散水管等を含む場合は「機械器具設置工事業」とする。

(4) 指定学科

鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、さく井工事業において認められている指定学科は次のとおりである。

業 種 分 類	指 定 学 科
鋼構造物工事業	土木工学、建築学、機械工学
機械器具設置工事業	建築学、機械工学、電気・電子工学
さく井工事業	土木工学、衛生工学、機械工学、鉱山学

※土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）

指定学科関係 Q&A

Q1	主任技術者を【実務経験年数】要件により配置を予定していますが、具体的な指定学科名がわかる資料はありますか？
A1	主任技術者を【実務経験年数】要件により配置する場合、具体的な指定学科名は、P-8指定学科一覧及び（財）建設業技術者センター発行の『資格者証交付申請書「作成の手引き」【実務経験者用 p20～p21】を参考にしてください。 （財）建設業技術者センター http://www.cezaidan.or.jp/

Q2	配置予定の主任技術者の指定学科名が「作成の手引き」に記載されている学科名と微妙に異なります。 この場合どうの様に判断すれば良いのでしょうか
A2	配置予定の主任技術者が卒業された学科名と「作成の手引き」に記載されている学科名が一文字でも異なる場合は、指定学科に該当しません。 なお、「作成の手引き」に記載されていない学科を卒業している方が、指定学科に準ずる扱いができるかどうかの確認をしたい場合は、（財）建設業技術者センターに照会してください。

Q3	配置予定者の主任技術者が、工業高校の電子機械科の卒業です。 電子機械科は、指定学科に該当するのでしょうか？
A3	電子機械科は、【機械工学に関する学科】として扱っているため、指定学科に該当します。

Q4	（各種）専門学校で機械科卒業ですが、指定学科に該当するのでしょうか？
A4	（各種）専門学校は、学校教育法で定める指定学科として扱っていません。よって、それ以前の学歴で判断することになります。

□ 指定学科一覽

(財)建設業技術者センター 資格者証交付申請書

「作成の手引き」 【実務経験者用】(07.04)より抜粋

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
機械工学 に関する 学科	エネルギー機械科	土木工学 に関する 学科	開発科	土木工学 に関する 学科	土木科
	応用機械科		海洋科		土木海洋科
	機械科		海洋開発科		土木環境科
	機械技術科		海洋土木科		土木建設科
	機械工学第二科		環境造園科		土木建築科
	機械航空科		環境科		土木地質科
	機械工作科		環境開発科		農業開発科
	機械システム科		環境建設科		農業技術科
	機械情報科		環境整備科		農業土木科
	機械情報システム科		環境設計科		農林工学科
	機械精密システム科		環境土木科		農業工学科(ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く)
	機械設計科		環境緑化科		農林土木科
	機械電気科		環境緑地科		緑地園芸科
	建設機械科		建設科		緑地科
	航空宇宙科		建設環境科		緑地土木科
	航空宇宙システム科		建設技術科		林業工学科
	航空科		建設基礎科		林業土木科
	交通機械科		建設工業科		林業緑地科
	産業機械科		建設システム科		学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻
	自動車科		建築土木科		学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻
	自動車工業科		鉱山土木科		学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻
	生産機械科		構造科		
	精密科		砂防科		
	精密機械科		資源開発科		
	船舶科		社会開発科		
	船舶海洋科		社会建設科		
	船舶海洋システム科		森林工学科		
	造船科		森林土木科		
	電子機械科		水工土木科		
	電子制御機械科		生活環境科学科		
	動力機械科		生産環境科		
	農業機械科		造園科		
学科名に関係なく 機械(工学)コース	造園デザイン科				
	造園土木科				
	造園緑地科				
	造園林科				
	地域開発科学科				
	治山学科				
	地質科				

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
建築学に関する学科	環境計画科	電気工学に関する学科	応用電子科
	建築科		システム科
	建築システム科		情報科
	建築設備科		情報電子科
	建築第二科		制御科
	住居科		通信科
	住居デザイン科		電気科
	造形科		電気技術科
			電気工学第二科
			電気情報科
			電気設備科
			電気通信科
			電気電子科
			電気・電子科
			電気電子システム科
			電気電子情報科
			電子応用科
	電子科		
	電子技術科		
	電子工業科		
	電子システム科		
	電子情報科		
	電子情報システム科		
	電子通信科		
	電子電気科		
	電波通信科		
	電力科		

(注1) ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」は置き換えることはできません。(網掛け部分)

(注2) 例えば、表中の『機械科』は、機械科、機械工学科、機械学科とそれぞれ読むことが可能となります。

表中に記載されている「具体的な指定学科名」と1文字でも異なる場合は、原則として「指定学科」としてみとめられないため注意して下さい。

(注3) 【成績証明書】を取り寄せ、【指定学科に準ずる扱い】ができるかどうか個別審査を依頼することもできます。

(5) 実務経験年数について

□実務経験年数

実務経験年数とは、卒業後又は免状交付後の**単純経過年数では無く、建設工事に従事した月数の累計（実務）**である。

□主任技術者を実務経験年数の要件で配置した場合

- ・ 実務経験年数（従事した月数の累計）が求められる。
- ・ 実務経験証明書の様式 → 建設業法第7条2号イ又はハ（様式記載例を参照）

(6) 実務経験年数に関する見解

□技術者の実務経験とは、担当する建設業の種類に該当する工事の経験であること。

【実務経験に該当しない例】

- ・ 担当する工事に係る業種以外の工事に関する経験
- ・ 工事現場での雑務や事務に関する経験
- ・ 建設工事を含まない保守管理業務や草刈り、除雪等の業務委託

【事 例】

製作工場での設計・製作のみに従事の場合 → **実務経験年数の加算の対象外**

製作工場での設計・製作を行い、現場工事の経験がある場合

→ **工場での設計・製作に従事した期間を加算して実務経験年数にカウント可**

ポイント1

製作工場での**設計・製作のみに従事**した場合は、建設工事に係る実務経験が無いと判断されるため、**加算されない。**

しかし、**現場工事を経験（担当）**した場合は、その期間の長短に係わらず、現場における実務経験があることから、**【設計製作から現地まで一貫し従事した】**と見なされるため、工場で設計製作に従事した期間についても実務経験に**加算される。**

ポイント2

契約書類の『現場代理人等通知書』のうち主任技術者となる者が、実務経験を適用するときは、別に**【実務経験を証明する資料】**の添付が必要になる。

（建設業法第7条第2号イ又はロの場合）

4. 監理技術者

(1) 監理技術者

監理技術者は、**監理技術者資格者証を有する者**でなければなりません。

(2) 監理技術者の条件

監理技術者になり得る者として、指定建設業（鋼構造物工事業）については次の①又は③、指定建設業以外（機械器具設置工事業、さく井工事業）については、①～③のいずれかとなっています。

- ①一定の国家資格
- ②一定の指導監督的な実務経験を有する者
- ③国土交通大臣認定者

国家資格による場合

業 種 分 類	資 格 名
鋼構造物工事業 (指定建設業)	1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 1級建築士 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） 技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」）
機械器具設置工事業	技術士（機械部門「選択科目は問わない」） 技術士（総合技術監理部門「選択科目：機械に係わるもの」）
さく井工事業	技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」） 技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」）

※主任技術者の資格要件と若干異なるので留意のこと。

実務経験による場合及び国土交通大臣認定者

- ・(財)建設業技術者センター発行の『**資格者証交付申請書「作成の手引き」【実務経験者用 p4～p5】**』を参照して下さい。

(財)建設業技術者センター <http://www.cezaidan.or.jp/>

(3) 監理技術者の確認方法

- ・公共性のある建設工事等の専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、過去5年以内に行われた監理技術者講習を受講していること。

ポイント

- ・ H16.2.29以前に交付された資格証（旧資格証）を携帯している者
→監理技術者資格者証を提示することで『監理技術者講習の受講』が証明
- ・ H16.3.1以降に交付された者は、**監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の両方を携帯**する必要がある。
- ・ H16.2.29以前に指定講習を受講し、H16.3.1以降に監理技術者資格者証を交付された者は、指定講習に係る修了証を提示。

5. 技術者に求められる雇用関係

建設業法では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければならないとされています。また、当該建設業者と主任技術者又は監理技術者との間には、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が求められます。

◆直接的雇用関係

直接的な雇用関係とは、技術者（主任技術者、監理技術者）と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること。

◆恒常的雇用関係

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること。

公共工事においては、発注者から直接請け負う建設業者の専任の技術者については、入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

「入札の申し込みのあった日」とは、次の日をいう。

- ・ 一般競争入札：入札参加資格確認申請日
- ・ 通常指名競争入札：入札の執行日
- ・ 随意契約：見積書の提出日

（1）雇用関係の確認

主任技術者又は監理技術者は、元請会社と直接的かつ恒常的雇用関係であることを確認する。

考え方の整理

- ① 監理技術者資格者証、健康保険被保険者証は、第三者機関が発行することから証明性が高いと考える。
- ② 社員証（写し）は、証明性に乏しいと考える。

確認方法

① 監理技術者資格者証及び修了証

チェックポイント

- 1) 監理技術者資格者証に記載されている所属会社名を確認する。
- 2) 異なる場合は、『裏書き』をチェックする。

↓

1)、2)とも元請会社と異なる場合は、欠格事項である。

- 3) 5年に1度の監理技術者講習の受講の有無を確認。

② 健康保険被保険者証

チェックポイント

- 1) 会社名、社印、検印が有るかどうか
- 2) 特に【有効期限】の確認は、必須項目

（注）健康保険証は、個人情報であるため提示のみとしコピーは求めない。

6. 専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事 (建設業法施行令第27条)

(1) 主任技術者

- ・ 工事1件の請負代金が2,500万円以上の工事の場合は、建設業法第26条第3項に基づき【専任】が義務付けられている。
ただし、2,500万円未満の工事は、専任を求められていないが公共工事における建設工事の適正な施工の確保・品質確保の面から専任することが望ましい。

(2) 監理技術者

- ・ 下請契約の請負代金の合計額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の合計額）が、『3,000万円』以上になる場合は、専任の監理技術者を定める必要があり、【監理技術者資格者証】の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した技術者の配置が必要である。

解説

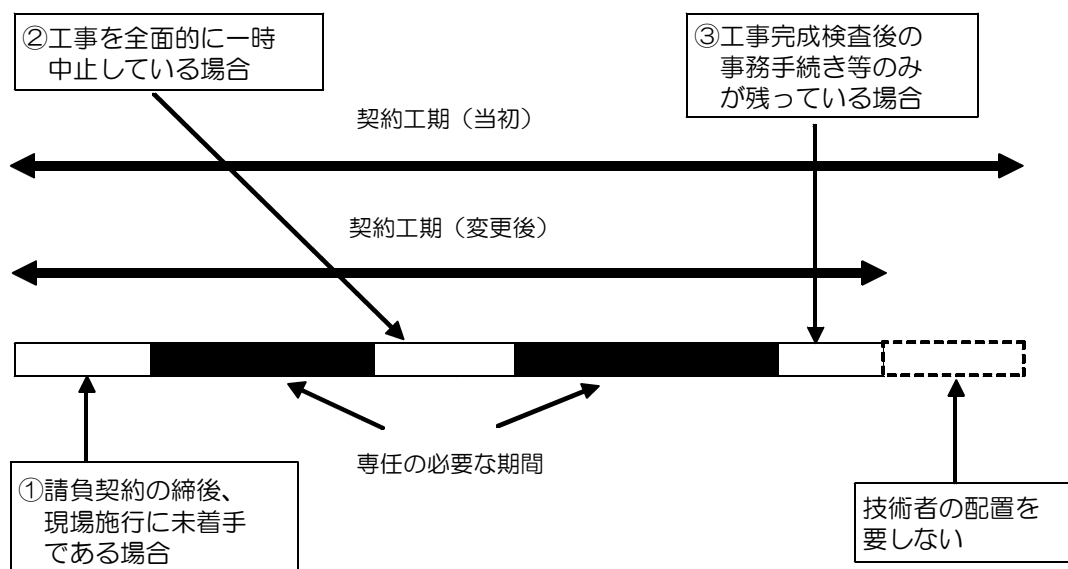
【建設工事の適正な施工の確保について】

(昭和60年4月26日付け建設省会公発第12号)

「2 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置するよう、請負業者を指導すること。」と通知されている。

(3) 専任を要しない期間

- ① 現場施工に着手するまでの期間
 - ② 工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 工事完成検査後の期間
 - ④ 工場製作のみが行われている期間
- ※「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国土交通省総合政策局建設業課長）による」



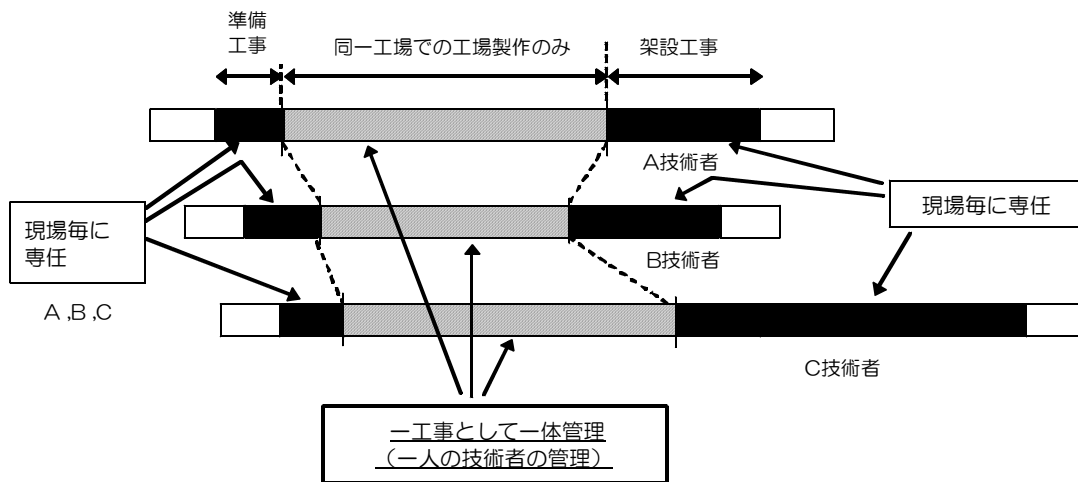
ポイント

ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間は、技術者（主任技術者、監理技術者）の専任を要しない。なお、現場代理人については、契約書において「常駐」となっているが、ここでいう「常駐」とは、作業期間中特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものである。

工場製作のみが行われている期間における現場代理人の「常駐」は、工事現場を工場として読み替えることができる。ただし、現場据付期間（仮設等を含む。）は除く。

◆工場製作を含む工事の一体管理の考え方

工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。



(4) 専任制の特例

・同一あるいは別々の主体が発注する密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるが、専任の監理技術者については認められていない。（図-1）

ただし、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事で工作物等に一体性が認められるもので、当初の請負契約以外が随意契約により締結される場合については、これらを一つの工事とみなし、専任の監理技術者についても認められています。（図-2）

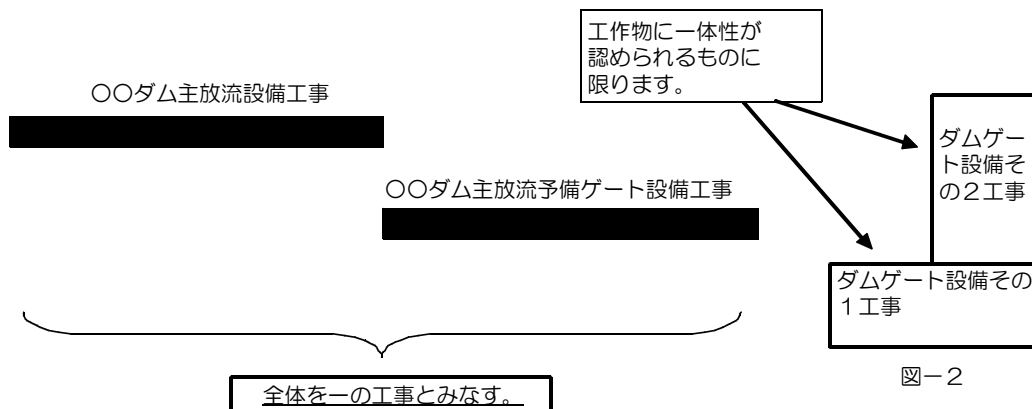


図-1

図-2

7. 品質証明（機械工事共通仕様書1-1-30）

品質証明の対象工事

当初請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事及び事務所長が認める工事

（1）品質証明員の資格要件

- ・当該工事に従事していない社内の者とする。
- ・同種工事において5年以上の技術経験、もしくは社内の検査・品質管理部門において5年以上の経験を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

（2）品質証明項目

- ①工事施工途中において必要と認める時期および検査（完成、既済部分、中間検査）の事前
- ②部分使用がある場合は、その対象について部分使用の事前
- ③工事の変曲点

ポイント1

大規模工事の場合は「ISO9001認証取得を活用した監督業務」を実施する場合があることから、品質証明員の確認行為（現場）が多くなり1名の登録では対応できない場合があるので、複数の品質証明員の登録ができる。

ポイント2

工事全体の品質管理、出来形監理、工程管理等については、現場代理人及び監理技術者（又は主任技術者）に全て委ねることなく、**請負者としても管理することが望ましい。**
（会社としての現場のバックアップ）

8. 機械設備点検整備作業における技術者の配置（業務請負契約書第8条）

（1）管理技術者の業務

管理技術者とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取り締まりのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するとともに、業務履行上の技術上の管理をつかさどる技術者である。

なお、新設・修繕工事（工事請負契約書による請負契約）における現場代理人、主任技術者又は監理技術者のような、専任・常駐は求められていない。

（2）管理技術者の資格要件

鋼構造物工事業（水門設備）の場合

- a) 機械工学又は土木工学に関する学科を卒業後
 - ・ 高等学校（旧中学校令による実業高校を含む） 5年以上
 - ・ 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む） 3年以上
 - ・ 大学（旧大学令による大学を含む） 3年以上
- b) 10年以上の実務経験を有する者
- c) 下記の資格等を有する者であること。
 - ・ 1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士（土木）又はこれと同等以上の資格を有する者
 - 同等以上の資格を有する者とは
 - 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）
 - 技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」）

機械器具設置工事業（揚排水ポンプ設備、昇降設備、トンネル換気設備等）の場合 [点検・整備作業]

- a) 機械工学に関する学科を卒業後
 - ・ 高等学校（旧中学校令による実業高校を含む） 5年以上
 - ・ 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む） 3年以上
 - ・ 大学（旧大学令による大学を含む） 3年以上
- b) 10年以上の実務経験を有する者
- c) 下記の資格等を有する者であること。
 - 【揚排水ポンプ設備、道路排水設備、共同溝付帯設備】
 - ・ 1級ポンプ施設管理技術者、2級ポンプ施設管理技術者又はこれと同等以上の資格を有する者
 - 同等以上の資格を有する者とは
 - 技術士（機械部門「選択科目は問わない」）
 - 技術士（総合技術管理部門「選択科目：機械に係わるもの」）

【昇降設備、消融雪設備、トンネル換気設備】

- ・ 技術士（機械部門「選択科目は問わない」）
- ・ 技術士（総合技術管理部門「選択科目：機械に係わるもの」）

9. 提出書類

請負者（現場代理人を含む）は、契約書、設計図書等に基づいて関係図書を指定期日までに提出するものとする。

なお、提出図書の内容に変更が生じた場合は、その都度変更図書を提出するものとする。

- (1) 工事着手前に提出する主なもの
 - ・ 施工計画書
 - ・ 現場代理人等通知書
 - ・ 工事工程表
- (2) 工事着手前に提出し承諾を受ける主なもの
 - ・ 承諾図書（実施仕様書、計算書、詳細図等）
- (3) 工事進捗にあわせて提出する主なもの
 - ・ 材料確認願い
 - ・ 段階確認願い
 - ・ 施工管理記録書
 - ・ 工事打合せ簿
- (4) 工事完成時に提出する主なもの
 - ・ 完成図書
 - ・ 施工図
 - ・ 完成通知書

◆現場代理人等通知書（工事請負契約書第10条）

注意点

- ① 日付は、**請負者が必ず記入し速やかに提出**すること。
 - * 日付の未記入がみられるため、必ず提出日を記入する。
- ② 技術者については、資格者証などの資格要件の証明書類の写しを添付する。

速やかな提出の解釈

現場代理人等通知書は、**契約後【速やかな】提出を求めており**、提出日が特定されていない。

提出日は、**CORINS登録が【10日以内（土日を除く）】**であることから監督職員が『工事カルテ』と『現場代理人等届』と照合・確認を行う時間が必要なため、**【5日以内（土日を除く）】に提出することが望ましい。**

◆完成通知書（工事請負契約書第31条第1項）

注意点

- ① 工事完成通知書の**完成年月日並びに提出年月日は、請負者自ら記入**し、提出する。
- ② 完成年月日は、実際に工事が完成した年月日を記入すること。
- ③ 完成期限は、工事請負契約書に記載の完成期限を記入すること。
- ④ 完成通知書の提出は、工期末が土休日の場合は、翌日（月曜日）でも可能。

10. 工事カルテ作成、登録

入札・契約手続きについて客観性・透明性・競争性をより一層確保するため工事実績情報サービス（CORINS）の整備が進められてきました。

建設業者の施工能力を把握するために、工事受注時・途中変更時・工事完成時にデータ登録するものであり、監督職員はその登録内容の確認を的確に行うことが求められる。

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）のデータ登録について

- ① 受注時または変更時において工事請負代金が、500万円以上の工事に適用
- ② 登録時期は次のとおり

登録時期	期 間
受注時	契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
変更時	変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内
完成時	工事完成後10日以内
訂正時	適 宜

(2) 工事カルテの確認について

工事の各データの登録前に、**工事カルテの内容を監督職員に確認してもらうこと**。
この場合、打ち合わせ簿により記録を残しておくこと。

※工事カルテは、特に

- (3) 500万円以上2,500万円未満の工事について **通称：少額CORINS**
当初の請負金額が【500万円～2,500万円未満】の工事については、**受注時及び訂正時のみCORINS登録**を行う。

ポイント1

・監督職員の確認行為は、打合せ簿等で行い書面で検査時に確認できるようにすること。

ポイント2

・契約変更後500万円を超えた場合には、速やかに【変更登録】の手続きを行うこと。
・変更時登録は、**工期、技術者に変更が生じた場合**に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

1 1. 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度（通称「建退共」という。）は、職場や雇い主を転々とすることの多い建設労働者の就労実態に着目し、建設業という一つの業種に就労した期間を通算して、建設業界での就労を終えた時点で退職金を支払う制度です。

(1) 対象となる労働者

現場で働く大工・左官・配管工・塗装工など、その職種のいかんを問わず、また、工長・班長・世話役などの役付であるかどうかにも関係なく、すべて被共済者となることができます。

なお、**中小企業退職金共済法（中退法）に基づく中小企業退職金共済制度及び清酒製造業・林業退職金共済制度との労働者の重複加入はできません。**

(2) 建設業退職金共済制度適用事業場の照会

・請負者（元請負業者）は、工事着手（途中も含む）にあたり下請業負者に対して『建退共』の加入状況を書面で照会・確認し、工事関係資料に添付すること。

・請負者が『建退共』に加入していない場合で、下請業者が加入している場合は、**掛け金相当額を下請請負代金額に算入**するよう努めること。

・下請業者全てが『建退共制度』に加入していない場合は、その旨報告すること。
（様式：【建設業退職金共済組合証紙購入状況報告】）

* 土木工事現場必携（H17年7月）（p 239）様式No. 16 参照）

加入していない理由の確認

（例）

- ・当社の社員で現地施工し、自社退職金制度に加入しているため。
- ・下請負会社の〇〇設備工業（株）が、中小企業退職金共済制度（中退共）に加盟しているため。

ポイント

元請負会社は、下請負会社が中退共等へ加盟している証明（加入者証の写し）を求めておくことが望ましい。

(3) 建設業退職金共済証紙の収納報告書の提出

・請負者は、明らかに『建退共』の該当者がいる場合は、必要となる証紙の購入を行い、**発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、監督職員を経由して、当初購入分として発注者に提出**すること。また、追加購入した場合は工事完成時に提出するものとする。

（様式：【建設業退職金共済制度の掛金収納書】）

* 土木工事現場必携（H17年7月）（p 238）様式No. 15 参照）

ポイント

工事請負契約後1ヶ月以内とは、下請業者等の選定時間を考慮したものであり、必要以上に共済証紙を購入することを防止する目的からである。

【建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識】

**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています**

工事名	発注者名
事業所名	契約者番号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共 事業本部
〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6 ☎ 03(5400)4326

現場標識（シール）：大
・A3サイズ/横420×縦297mm
（工事名、発注者名、事業所名、契約者番号を記入して提示していただく現場標識です。）


**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています**

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共 事業本部
電話 03(5400)4326

現場標識（シール）：小
・A4サイズ/横297×縦210mm
（A3サイズの半分のサイズです。）

【退職金共済手帳（掛金助成）】

**建設業
退職金共済手帳
（掛金助成）**


被共済者
番

被共済者
氏名

殿

見本

〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目7番6
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部



1 2. 施工体制台帳・施工体系図

1 2-1 施工体制台帳

(1) 施工体制台帳作成の義務

施工体制台帳は、建設業法、建設業法施行令等により、下請金額の総額が3,000万円以上の場合に作成が義務付けられている。

□ 関係法規等の記述

関係法規等	条項等	記述内容
建設業法	第24条の7	・・・下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上ある場合は、それらの請負代金の額の総額）が 政令で定める金額以上 になるときは、建設工事も適正な施工を確保するため・・・ 施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備えて置かなければならない。
建設業法施行令	第7条の4	法第24条の7第1項の 政令で定める金額は、3,000万円とする。 ただし、特定建設業が発注者から・・・建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円とする。
建設業法 施行規則	第14条の7	法第24条の7第1項の規定による施工体制台帳（・・・）の備置き及び法第24条の7第4項の規定による施工体系図の掲示は、第14条の2第1項第2号の建設工事の目的物の引き渡しをするまで（・・・）行わなければならない。
H17 機械工事共通仕様書	第1編 共通編 1-1-17 1項	請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の 請負代金額 （当該下請負契約が二以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が 3,000万円以上 になる場合・・・ 施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。

ポイント

施工体制台帳作成の義務が生じる下請契約は、「建設工事の請負契約」であるのでそれに該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含まない。

■「施工体制台帳・施工体系図」が必要な場合

元請業者	一次下請（建設工事の請負契約）	2,000万円	
	一次下請（建設工事の請負契約）	1,500万円	
	資材業者（資材の売買契約）	(500万円)	
	警備業者（警備の請負契約）	(100万円)	
	運搬業者（運搬の請負契約）	(100万円)	
		<u>3,500万円</u>	≥ 3,000万円

Q 1	工事を受注し、下請負金額の総額が3,000万円未満の場合でも施工体制台帳の作成を求められますが、なぜでしょうか？
A 1	<p>建設工事を受注した場合において施工体制台帳は、下請負金額の総額が、3,000万円未満の場合においても、建設工事の適正な確保を求める観点から作成を行うことが望ましいとしています。</p> <p>『建設業法第24条の7の逐条解説』を記載しますので参考にして下さい。</p> <p>また、低入札価格対象工事は、下請負金額の総額が3,000万円未満であっても発注者の求める項目であり直営施工を除き、たとえ主任技術者であっても、施工体制台帳の作成を求められます。</p>

施工体制台帳の作成等に関する義務（建設業法第24条の7の逐条解説から抜粋）

施工体制台帳の整備は、公共工事であると民間工事であるとを問わずに求められる。

作成特定建設業者は、施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、自ら進んで施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対して速やかに再下請負通知を行うよう指導するとともに、自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努める責務がある。

施工体制台帳の作成等に関する義務は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請負契約の総額が3,000万円（建築一式工事にあっては、4,500万円）以上となったときに生じるものであるが、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

また、**下請契約の総額が上記の金額を下回る場合**など本条の規定により施工体制台帳の**作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、本条の定めるところに準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。**

(2) 公共工事に係る施工体制台帳への下請業者の記載の扱いについて

施工体制台帳への下請業者の記載範囲は、平成13年3月30日付 国総建第85号『建設業者団体の長あて文書：建設業法施行規則の一部を改正する令』により【平成13年10月1日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付すること】とされ、施工体制台帳の拡充が図られた。

よって、施工体制台帳には、【二次下請以降の業者】においても記載が必要である。
 なお、これらは、各都道府県等に対しても通知済みである。

12-2 施工体系図

(1) 基本的な考え方

- ① 建設業法による許可を受けた**適正な業者によって建設工事の施工がなされている**ことを対外的に明らかにする。
- ② 建設工事の安全施工、**災害防止等の責任体制を対外的に明確にすることを目的に**、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

□ 関係法規等の記述

関係法規等	条項等	記述内容
建設業法	第24条の7 第4項	・・・当該建設工事における各下請人の施工の分担関係を表示した 施工体系図を作成し 、これを 当該工事の見やすい場所に掲げなければならない 。
建設業法 施行規則	第14条の6	施工体系図は、第1号に掲げる事項を表示するほか、第2号に掲げる事項を同号の下請負人ごとに、かつ、 各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成 しておかなければならない。
入札契約 適正化法	第13条 第3項	第1項の・・・建設業法第24条の7第4項の規定の適用・・・ 「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする 。
H17 機械工事共通仕様書	第1編 共通編 1-1-17 第2項	第1項の請負者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」・・・ 各下請負業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し 、・・・工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。

施工体系図 Q&A

Q1	「公衆の見やすい場所とは」具体的にどのような場所を言うのでしょうか？
A1	公衆の見やすい場所として、 工事現場の道路に面した場所など公衆の見やすい場所 とされています。

(2) 公衆の見やすい場所に、掲示しなくても良い場合等の考え方

考え方の整理

工事現場が山の中であり、かつ工事現場付近に公衆の通行の無い場合は、掲示しても意味を成さないため、このような条件下の工事現場が掲示不要の対象となると考えられることから、掲示の有無については**監督職員と協議し決定することが望ましい**。

このような場合は、打ち合わせ簿を作成しておくことが望ましい。

12-3 施工体制台帳、施工体系図の留意事項

ポイント

- ・工事の一括下請負（丸投げ）をしていないかどうかの実態を確認する。
一括下請負は、建設業法違反となる。（ただし、元請負人があらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。）
- ・下請負業種は、建設業に関わる部分とあるため、施工期間が、1日、半日の工事期間の長短は関係無く対象であり、交通整理（交通誘導員）も記載対象となっている。
- ・なお、**クレーンの運転その他業務**については、作業主任者の資格内容で【**労働安全衛生法第61条**】に定める免許を受けた者又は技能講習を終了した者かどうかの確認を行う。

※土木工事現場必携（H17年7月：P-57）

3-2 2【労働安全に結びつく労働者の保有すべき資格】 参照

注意点

① 機器の輸送業務

鋼材及び機器等の輸送業務は、**車両運送法による輸送業務であり建設業法に該当しない。**

よって、**施工体制台帳への記載は不要**であるが、『下請け契約』が交わされており「誰がどの様にして現地まで運送した事実関係」は残ることから**施工体系図に記載することが望ましい。**

□施工体系図に記載する内容

記 入 欄	記 載 (例)
会 社 名	下請負会社名を記載
工 事 内 容	材料の輸送業務、機器・装置の輸送業務（具体的に記入）
主任技術者	【現場責任者】と書き換えて配置した担当者名を記載
工 期	従事する工期を記載

以下については、記載不要である。

「安全衛生責任者」「専門技術者」「担当工事内容」

② 建設業許可を受けていない業者を下請負にする場合

- ・ **建設業許可を受けていない業者は、軽微な工事（500万円未満）のみ**請負うことが出来るため注意すること。
- ・ この場合は、**主任技術者が配置できないため、主任技術者に代わり現場責任者を選任**すること。

□施工体系図に記載する内容

記 入 欄	記 載 (例)
工 事 名	排水工事
会 社 名	下請負会社名を記載
工 事 内 容	戸当たり下部工事（具体的に記入すること）
安全衛生責任者	選任した担当者名を記載
主任技術者	【現場責任者】と書き換えて配置した担当者名を記載
工 期	従事する工期を記載

以下については、記載不要である。

「専門技術者」「担当工事内容」

次に注意する項目は、

- ① 下請負の業種、『主任技術者名及び業種に見合う資格』が記入されているか
- ② 上記下請負業者との間で『契約書』が交わされているかどうか

解 釈

請負契約とは、『当事者の一方がある仕事を完成させる事を約し、相手方がその仕事に対して報酬を与えることを約する契約』であり、単に使用者からの指揮命令により労務を提供する【雇用】とは異なる。

よって、『契約書』が必要であり、【工事範囲（工種）金額、数量】が明記されなければならない。

- ③ 請負者は、下請負業者の労働者に対して、作業内容により必要な資格の確認を行い、資格の一覧表又は写しを、備えておくこと。

【参考】

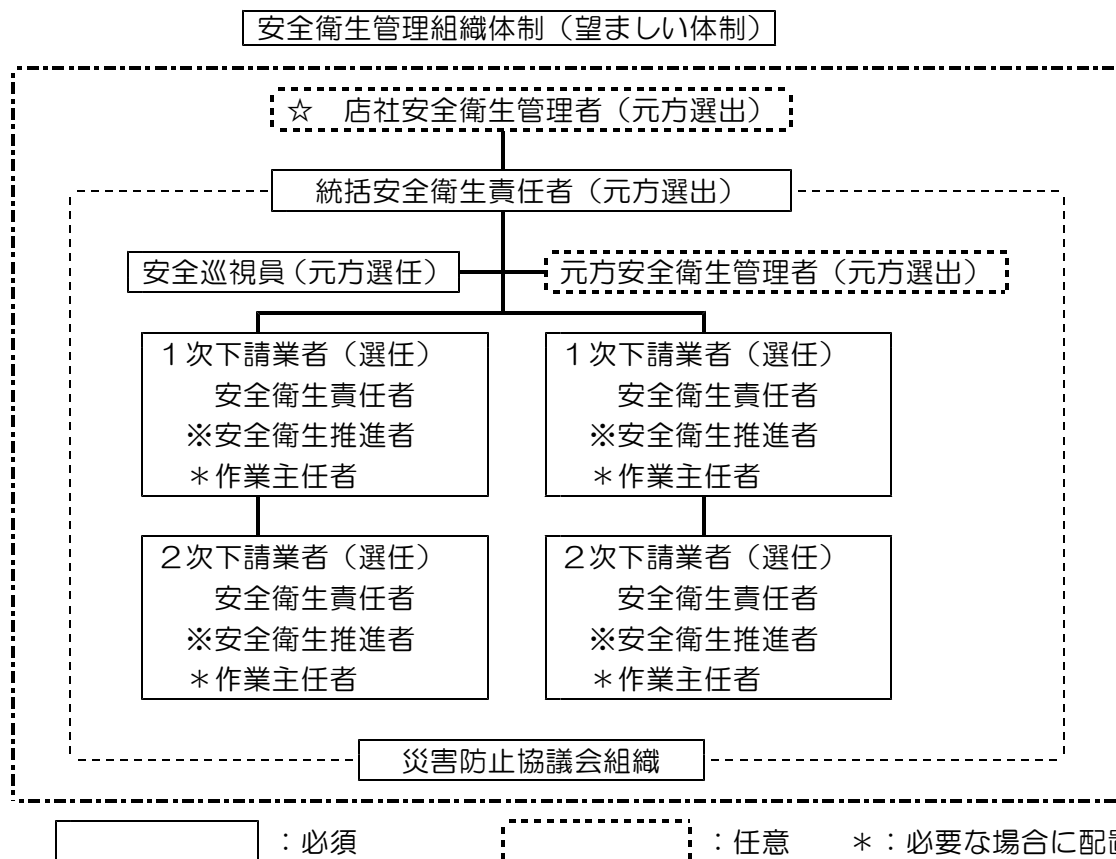
労働安全に結びつく労働者の保有すべき資格の主なもの

労働者	業務内容	資格者等の要件			規則条文
		免許	技能	教育	
クレーン運転士	吊り上げ荷重5 t以上の運転	○			安衛令20(6)
	吊り上げ荷重5 t未満の運転	○	○		クレ則22
移動式クレーン 運転士	吊り上げ荷重5 t以上	○			安衛令20(7)
	吊り上げ荷重1 t以上5 t未満	○	○		クレ則68
	吊り上げ荷重1 t未満			○	安衛令36(16) クレ則67
玉掛作業 者	吊り上げ荷重1 t以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け		○		安衛令20(16) クレ則221
	吊り上げ荷重1 t未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け			○	安衛令36(19) クレ則222
ガス溶接作業 者	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務		○		安衛令20(10)
アーク溶接作 業 者	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務			○	安衛令36(3)
ボーリングマ シ ン 運 転 者	ボーリングマシンの運転の業務			○	安衛令36 (10の3)

1 3. 労働安全衛生

(1) 安全衛生管理体制に関する基本体制

安全衛生管理体制に関する基本法は、労働安全衛生法及び同法施行令並びに同法規則であり、工事現場における安全衛生管理組織の望ましい基本体制は下図のとおりです。



安全衛生の組織体制は請負額ではなく、施工計画書作成時に想定される最大の労働者数を目安とすることが望ましい。

☆ 統括安全衛生責任者を配置した場合、店社安全衛生管理者の配置は、必ずしも選任しなくても良い場合もあります。

※ 安全衛生推進者の配置は、当該下請負業者の作業員が常時10人以上50人未満の場合で以下の条件に合致する工事現場において選任する必要があります。

「工事現場に現場事務所があって当該現場において労務管理が一体として行われている場合」

・労働安全衛生体制はP-30を参照

* 作業主任者を配置する主な機械設備関係作業（労働安全衛生法施行令第6条による）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ガス溶接作業(アセチレン溶接、ガス溶接) ② 放射線(エックス線・ガンマ線)作業 ③ 型枠支保工の組立又は解体作業 ④ つり足場(張り出し足場又は高さ5m以上の構造)の組立、解体又は変更作業 ⑤ コンクリート解体又は破碎作業(高さ5m以上) ⑥ ボイラーの取扱い作業(小型ボイラー等を除く。) ⑦ 酸素欠乏危険作業(安衛令別表第六を参照) ⑧ 有機溶剤作業(内部及び室内作業場ほか、通風が不十分な場所) |
|--|

・安全巡視員(安衛則637条)の選任

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 請負者は、毎作業日に少なくとも1回工事現場の安全を巡視する者を配置し、労働災害防止に努める必要があります。 ② 安全巡視員には、資格要件はありませんが、元請業者の中から現場に専属の者が実施する必要があります。(ただし、安衛法上、下請負業者から選任して指名することも可能です。) ③ 安全巡視員は、正副の2名以上の体制が望ましい。(当番制を採用している請負者が多い。) ④ 安全巡視員は、巡視中、是正すべき事項については速やかに指示を行うことが望ましい。 ⑤ 安全巡視員等の是正すべき事項の改善確認は請負者自ら実施し、その記録を残すよう努めることが望ましい。(5W1Hの徹底) |
|--|

・災害防止協議会(安衛法第30条第1項及び安衛則第635条)の設置

①	請負者は、工事現場の安全に係わる安全衛生責任者が一同に介する協議会を設立し、労働安全に関係する内容の確認(指示・指導・協議を含む。)を行う必要があります。
②	請負者は、工事現場の安全に関わる全て(下請業者も含む。)の安全衛生責任者を災害防止協議会に参加させる必要があります。 ただし、災害防止協議会開催時に、すでに作業を終了している下請負業者又は未着手の下請負業者の出席を求める必要はありませんが、次工程(月)で着手する下請負業者は出席させることは、労働災害を未然に防止する意味から望ましいことです。
③	災害防止協議会は、施工段階の主要な区切り等において、開催されることが望ましい。
④	災害防止協議会にやむを得ない理由により下請負業者の安全衛生責任者が出席できない場合は代理人を認めるが、その場合、後日、統括安全衛生責任者は、該当する下請負業者の安全衛生責任者に内容の確認を求め、傘下作業員への周知を確認することが望ましい。
⑤	災害防止協議会は協議会規約を設け、開催毎に議事録を作成し関係下請負業者に配布する等、会議での確認事項(指示・指導・協議を含む。)を徹底することが望ましい。

(2) 作業員が常時10人～49人の場合の体制

常時50人以上の基本安全体制を配置するように平成5年当時の労働省(厚生労働省)の指導をもとに、同等とすることが望ましい。

平成5年3月31日付け労働省労働基準局長名で「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」が関係団体に通知され、毎年、多くの労働災害が発生する建設業の安全管理体制の拡充・強化を要請されている。

北陸地方整備局としては、この要請に応え、直轄工事における労働災害の減少を目標として、常時10人以上の作業員が従事する混在する同一工事現場では、統括安全衛生責任者を配置することを求めています。

(3) 作業員が常時9人以下の場合の体制

工事の施工にあたり、作業員が常時9人以下という場合は、非常に特殊なケースと考えられ、法的には特に規定されていませんが、作業員の労働安全に関する必要な措置については、作業員の多少には関係ありませんので、常時10人～49人の体制に準ずることが望ましい。

解 釈

労働安全衛生法第30条では、統括管理業務は、特定元方事業者が行うこととされており、一方、同法第15条では、一定規模の人数の現場では統括安全責任者を選任して統括管理を行わせるとしている。

したがって、規模が小さいから統括管理を行う必要はないという事では無い。

また、労働安全衛生法では統括安全衛生責任者が選任された場合には、**統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人(下請け)から安全衛生責任者を選任し、『統括安全衛生責任者との連絡』『統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への通知』を行わなければならない。**

よって、**9人以下の場合においても、最低限【統括安全衛生責任者】および【安全衛生責任者】を選任し、労働安全衛生管理体制を組織することが望ましい。**

(4) 労働安全衛生体制

作業規模 (常時作業を 実施する員数)	選任する 管理者・責任者等	選出先		資格要件		所轄監督署への 届け出義務		
		元請	下請	有	無	有	無	備考
50人以上 * ずい道、一定の 橋梁、圧気工事 では、30人以上	統括安全衛生責任者	○			○	○		遅滞無く
	元方安全衛生管理者	○		○		○		遅滞無く
	店社安全衛生管理者	○		○		○		遅滞無く
	安全巡視員	○			○		○	
	安全衛生責任者		○		○		○	
10人～49人 (中規模)	統括安全衛生 責任者に準ずるもの	○			○	*1		
	元方安全衛生 管理者に準ずるもの	○		○		*1		
	店社安全衛生 管理者に準ずるもの	○		○		*1		
	安全巡視員 に準ずるもの	○			○		○	
	安全衛生責任者 に準ずるもの		○		○		○	
9人以下	統括安全衛生 責任者に準ずるもの	○			○	*1		
	元方安全衛生 管理者に準ずるもの	○		○		*1		
	店社安全衛生 管理者に準ずるもの	○		○		*1		
	安全巡視員 に準ずるもの	○			○		○	
	安全衛生責任者 に準ずるもの		○		○		○	

*1：所轄の労働基準監督署に、法的に報告義務は無いものの、統括安全衛生責任者を
定めた場合は、報告した方が望ましい。

□ 資格要件

名称	資格要件	適用法令
元方安全衛生管理者	大学、高専で理科系統の正規な過程を修め、卒業後3年 以上建設工事の安全衛生に従事したもの	労働安全 衛生規則 第18条 の四
	高校又は中等教育学校で理科系統の正規な過程を修め、 卒業後5年以上建設工事の安全衛生に従事したもの	
	大学、高専卒業後、5年以上建設工事の安全衛生に従事 したもの	
	高校又は中等教育学校卒業後8年以上建設工事の安全衛 生に従事したもの	
	10年以上建設工事の安全衛生に関する従事経験者	
店社安全衛生管理者	大学、高専卒業後3年以上建設工事の安全衛生に従事し たもの	労働安全衛 生規則 第18条 の七
	高校又は中等教育学校卒業後5年以上建設工事の安全衛 生に従事したもの	
	8年以上建設工事の安全衛生に従事したもの	

□ 主な業務内容

名 称	業 務 内 容	適用法令	担当者
統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者の指揮	労働安全衛生法 第30条 第1項	事業の実施を統括管理する者 ↓ 作業所長
	災害防止協議会の設置及び運営の統括管理		
	作業間の連絡及び調整の統括管理		
	作業場所の巡視の統括管理		
	労働者の安全衛生教育の指導、援助		
	作業工程計画及び機械・設備配置計画の作成と、これらを使用する下請業者の指導 労働災害を防止するための必要な措置		
元方安全衛生管理者	統括安全衛生責任者の指揮のもとに、技術的事項について管理する (具体的な事項：統括安全衛生責任者の職務のうち技術的事項)		事業場に専属の者
	現場の統括安全衛生管理を担当する者を指導する 少なくとも月1回、担当する工事現場を巡視すること 労働者の作業の種類・実施状況を把握すること 災害防止協議会に随時参加する 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の設置に関する計画に基づく安全確保の措置の確認	労働安全衛生規則 第18条の八	当該工事を請け負った店社 ↓ 会社より選任
店主安全衛生管理者			
安全衛生責任者	統括安全衛生責任者との連絡	労働安全衛生規則 第19条	事業者以外の請負人 (下請)
	統括安全衛生責任者から連絡を受けた内容の関係者への連絡		
	連絡内容のうち、自社に関係する内容の実施についての管理		
	作業手順書作成における作業工程及び機械・設備配置計画等の統括安全衛生責任者との調整		
	作業によって生じる労働災害に係る危険の有無の確認		
	傘下下請業者の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整		

□ 統括安全衛生責任者と元方安全衛生管理者の兼務

安衛法では、統括安全衛生責任者と元方安全衛生管理者の兼務は罰則規定はありませんが、1人の現場責任者が多くの職務(現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者)を兼務することは、望ましいことではありません。

ポイント1

元方安全衛生管理者（資格要件；安衛則第18条の4）及び店社安全衛生管理者（資格要件；安衛則第18条の7）を選任した場合は、**資格を満足しなければならない**ため注意すること。

ポイント2

- ① 元方安全衛生管理者は、**【工事現場に専属】**の者の中から選任しなければならないため注意すること。
- ② 元方安全衛生管理者の**【工事現場に専属】**とは、工事期間中において**工事現場に常駐していることを意味する。**
実態として現場代理人又は主任技術者が兼務している場合が多い。

ポイント3

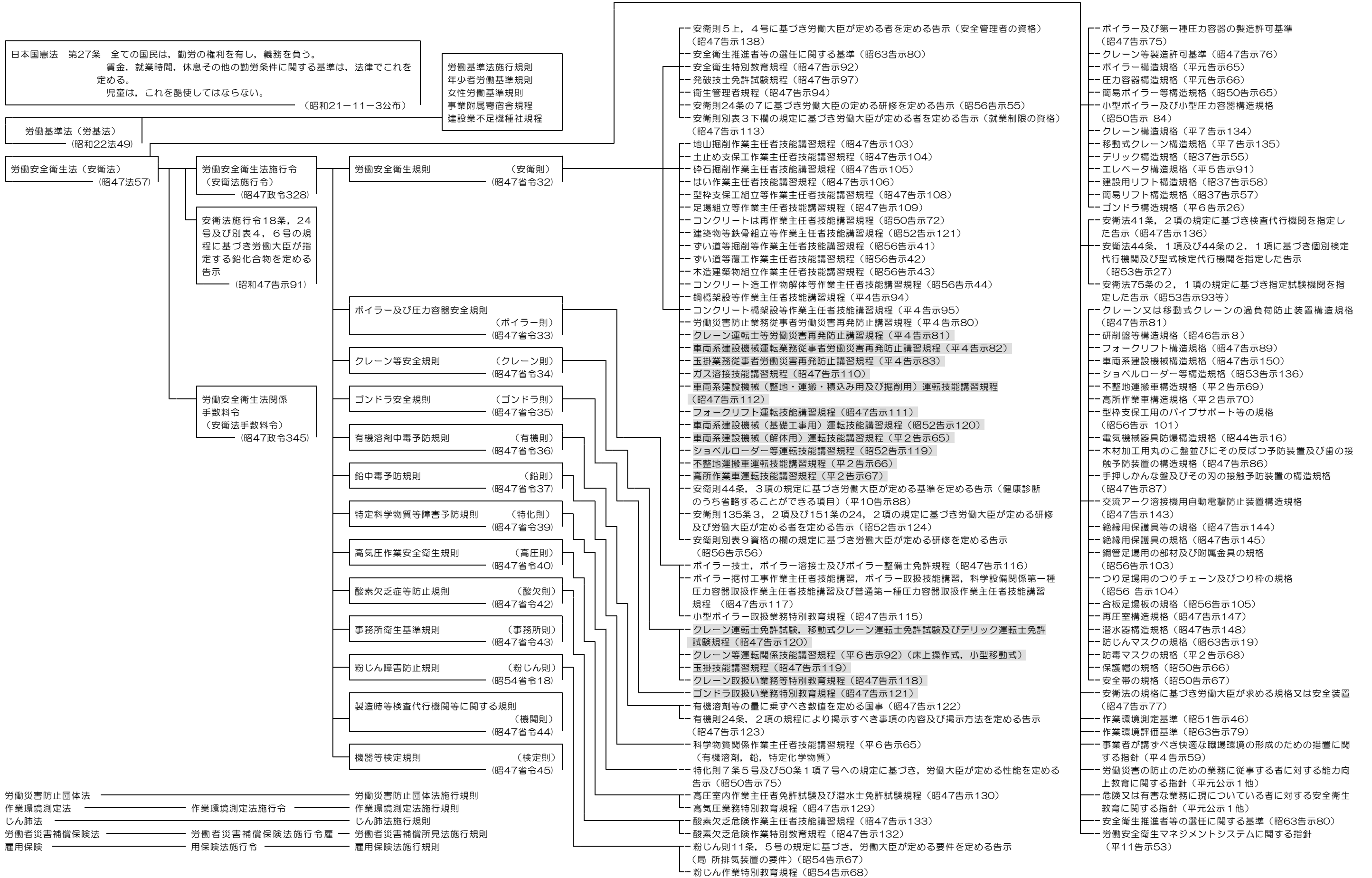
店社安全衛生管理者は、以下の職務の実施すること。

- ① 現場の統括安全衛生管理を担当する者に対する指導を行うこと
- ② **現場を毎月1回以上巡視すること。** → 店社パトロール
- ③ 現場において行われる建設工事の状況を把握すること。
- ④ **現場の協議組織に随時参加すること。** → 災害防止協議会
- ⑤ 仕事に工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の設置に関する計画を確認すること。
(参考文献；『建設業における現場管理者のための統括管理の手引き』より)

労働安全衛生関係 Q & A

Q1	元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者の選任に当たり、資格要件として【理科系統の正規な課程を修め・・・】とありますが、【理科系統の正規な課程】とは、具体的にはどのような学歴、学科をいうのでしょうか？
A1	【理科系統の正規な課程】とは、社会通念上の理科系統の学部、学科をいいます。 主任技術者を実務経験で配置する場合の『指定学科』とは、関係ありませんので注意願います。
Q2	元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者の選任する場合、経験年数を証明する具体的な様式はありますか？
A2	特に定められた様式はありません。 『様式の記入例』を用意しましたので、参考としてください。
Q3	元方（店社）安全衛生管理者の選任にあたり経験年数は、発注された工事業に従事した経験年数でなければならないのでしょうか？
A3	様々な工事における安全衛生に従事した経験年数の累計で判断します。 よって、従事した経験年数は、発注された工事業のみに限定するものではありません。

(5) 労働安全衛生法及び関係政省令の体系図



14. 工事打合せ簿

(1) 発注図書の照査

- ・ 発注図書（設計書、図面、特記仕様書）の記載内容の、**照査（事前確認）**を行い、その結果を書面で提出すること。
- ・ 特に機器仕様に係る部分は、**承諾図書の提出前**に、『仕様、性能、各種スペック』の【協議】打合せ簿を交わしておくこと。
- ・ 上記は、設計変更の対象の有無についても、確認を行うこと。

□ 関係法規等の記述

関係法規等	条項等	記述内容
工事請負契約書	第18条	<p>乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書が一致しないこと （これらの優先順位が定められている場合を除く）</p> <p>二 設計図書に誤謬又は脱漏があること</p> <p>三 設計図書の表示が明確でないこと</p> <p>四 工事現場の形状、地質・・・実際の工事現場と一致しないこと。</p> <p>五 設計図書で明示されていない・・・特別な状態が生じたこと。</p>
H17 機械工事共通仕様書	第1編 共通編 1-1-3 第2項	<p>請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる事実を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認出来る資料とは・・・施工図等を含むものとする。</p> <p>また、請負者は監督職員から・・・要求があった場合は従わなければならない。</p>

(2) 承諾図書の提出

- ・ 機器製作前に、承諾図書（実施仕様書、計算書、詳細図等）の提出を行い監督職員の承諾を得ること。

(3) 設計変更の有無の確認

考え方の基本

- ① 変更設計図面及び数量等の作成は『監督職員』が、請負者からの確認資料等をもとに作成することから、打合せ簿で協議書を交わし、**必ずその結果記録を残しておく**なければならない。
- ② 単に、設計担当者等が、机上、現地等における『口頭』での確認行為は、証拠に乏しく後々『聞いた、聞かない』『言った、言わない』といった問題が発生する可能性があることから、**慎まなければならない。**
- ③ 設計変更内容を打ち合わせ簿を記載し、最後に結果を次の様に記載すること。
(例)
上記、打合せ結果は、設計変更の対象とする。
上記、打合せ結果は、設計変更の対象としない。

ポイント1

機械関係の工事は、出張所長【土木職】に主任監督員を任命する事がある。
設計変更に係る資料（概算金額等を含む）の提示を行い、【変更対象の可否】の判断
が出来る様にしておくこと。

ポイント2

資料の作成、説明にあつたてはなるべく専門用語の使用は避け、わかりやすく説明
等を行うよう心がけることが必要である

15. 品質管理

品質管理は、原則として【土木機械設備工事施工管理基準（案）】（平成11年3月：建設省建設経済局建設機械課発行）によるものとする。

なお、【土木機械設備工事施工管理基準（案）】に記載以外の項目については、**施工計画書へ記載、或いは、打ち合わせ簿で確認**するものとする。

（1）施工計画書への記載

- 品質管理、出来形管理については、施工計画書へ記載すべき事項のため、具体的な内容を記載し、提出すること。（機械工事施工ハンドブック2-3-3参照）

その後、監督職員との打ち合わせ等により、項目の追加、訂正があった場合は、その都度追加、変更を行う。**（差し替えは好ましくない。）**

なお、当初の施工計画書作成時に記載できない場合は、別冊として提出も可能である。

品質とは

機械関係工事における『品質』とは、工場又は公的機関での試験・計測データ、現地での試験・計測データ、各種ミルシート等をいう。

試験・計測データ・・・測定したデータに対して、各種基準（規格値）に基づき判定（良否）を行ったものをいう。

当然、判定基準（JIS、WES、土木機械設備施工管理基準、機械工事共通仕様書、社内基準等）に基づき判定されるものである。

観測データ・・・単純にモニタリングのデータを言う。
水位、気温、積雪深等

（2）試験項目の確認（前段階）

- 試験法案書、要領書等を作成し、事前に承諾を得ること。
- 上記は、施工計画書に、記載しても構わない。

（3）検査時

検査官は、原則として、【特記仕様書の記載内容】（仕様、性能、機能）について確認を行う。

考え方の基本は、〇〇〇の製品の購入でなく、**特記（機器）仕様書に基づく【製造品】として扱われる**からである。

品質管理基準 記載 以外の証明方法（例）

① 機器のスペック関係

特記（機器）仕様書記載（例）	証明方法（例）

個々の機器の証明方法等には工夫が必要である。

16. 出来形管理

出来形管理は、原則として【土木機械設備工事施工管理基準（案）】（平成20年4月：国土交通省総合政策局施工企画課発行）によるものとする。

なお【土木機械設備工事施工管理基準（案）】、に記載以外の項目については、施工計画書に記載、或いは、打ち合わせ簿で協議し決定するものとする。

（1）出来形測定。

- ・ 基礎、鋼構造物、筐体の実測（スケール等）を行う。
公差基準を明確にし、判定を行う。

（例）

【土木機械設備工事施工管理基準（案）】社内規格、機械工事共通仕様書に準拠する上記は、施工計画書、又は試験要領書等で事前に打ち合わせ簿を交わしておく。

当然、出来形管理表には、判定基準を記載しておく必要がある。

出来型確認等が必要な場合には事前に確認項目（段階確認）を打ち合わせておく。

（機械工事施工ハンドブック参照）

（2）購入品の証明

- ・ 操作盤、減速機、原動機、軸受、ゴム製品等、他メーカーからの購入品等は、事前に仕様の照査を行い、承諾函書の提出を行う。
また、品質証明は、購入先メーカーより『規格証明書又は試験成績書、検査書』等入手し、添付する。

チェックポイント

- ・ 宛名・・・ 購入先メーカーからの宛名は、元請負業者名であること。
（購入品の責任の所在は、元請負業者であることから、提出先名は元請負業者名である。
宛名が国土交通省であることは、元請負業者に責任の所在は発生しないことになるため、注意する）

17. 工程管理

工事の進捗度を見ながら、工程を管理（見直す）することは、**主任技術者の必須項目**である。見直しの要素としては、次の場合に行う。

- ① 工程が、5%以上遅れている場合（フォローアップ）
- ② 工程が、10%以上遅れた場合（工程の見直し）
- ③ 一部変更指示を受けた場合。
- ④ 契約変更があった場合（金額の変更、工種の追加等）

18. その他

（1）機器等の製作における下請負の考え方

機器等の製作で、一部他社の汎用品・部品を購入して製作品を組み立てる場合及び据付等の下請負の考え方について。

考え方の基本

機器の製作は、元請負業者において、機器の製作を行う過程において、一部他社の汎用品あるいは、部品を購入し、機器あるいはシステムを構築し、発注者側が求めている機能・性能を満足する製品を納めるものである。

仮に、機器の全ての部品を元請負メーカーが、製作していたとしても、その原料は、必ず他社より購入しなければ、自社において個々の製品・部品を製作することが出来ない。

このことは、機械に限らず、土木、建築、電気の全ての業種にあてはまり、例えば操作盤、減速機、原動機等単体等の部品の購入が、下請負に当たらないのと同じ考え方である。

よって、これらは全てのケースが、建設業法で言う、下請負には、当たらないと判断されるため（ポイント1）～（ポイント6）に基づき判定するものとする。

ただし、元請負業者において、製造された機器の品質証明（工場試験）を行うことは、当然の履行義務であり、特記（機器）仕様書に対する機能・性能を証明を行うべきである。

材料においても、製作メーカーよりの、ミルシート、工場試験証明書等の品質証明を添付すべきものである。

よって、他社製品を購入した場合においても、品質証明を行うことは、必要不可欠である。

整理のポイント

下請負になる、ならないのポイントは、現地の据付・調整部分が、元請けか、下請けかであることが、重要である。

ポイント1

【機器を構成する全てについて、自社で製作し据付・調整をする場合】
■下請負部分が無い場合、施工体制台帳の作成は不要である。

ポイント2

【機器を構成する、一部の製品について、他社製品を購入する場合】

パターン 1

【製品（操作盤、減速機、原動機等単体）を他社製品を使用する場合で、組立・据付調整を、元請けで実施する場合。】

■製品の購入であることから、施工体制台帳の作成は不要である。（材料の購入と同じ扱いである）

パターン 2

【製品（操作盤、減速機、原動機等単体）を他社製品を使用する場合で、現地の据付・調整を、**購入先メーカーに依頼する場合**】

■他社製品の据付・調整を依頼しており、現地における据付・調整作業が発生することから『建設工事』と扱われるため、施工体制台帳の作成を要する。

また、併せて『下請負契約』も必要である。

ポイント3

【機器を構成する全ての、部品・材料を購入し、自社において製品として組み立てを行う場合。ただし、据付調整等の現地工事は、（ポイント2 パターン1）による】

■材料の購入と判断出来るため、下請負には当たらない。

よって、施工体制台帳の作成は不要である。

ポイント4

【現地の据付工事を元請け会社の系列会社である『〇〇メンテナンス株式会社、〇〇鉄工所株式会社』に施工させる場合】

■たとえ、系列会社といえども、別会社組織であることから、下請負契約と見なされる。

よって、これらは金額の大小に係わらず、契約書が必要であり、施工体制台帳の作成を要する。

ポイント5

【請負者が、メーカーの代理店・特約店等の場合で、そのメーカーの製造品の調整を依頼する場合】

■たとえ、現地調整工事のみであったとしても、『元請負が、相手方に対して仕事を完成させる事を約し、その結果に対して報酬を与えるものである』ことから、下請負契約と判断される。

よって、施工体制台帳、施工体系図の作成を要する。

ポイント6

【OEMの製品の扱いについて】

■OEMは、他社の製品を、自社ブランドとして販売するものであるため、製品の品質等の責任の所在は、販売元にあると判断される。

よって、これらは下請負に当たらないと判断出来るため、施工体制台帳の作成は不要である。

19. Q & A

	質 問	回 答	備 考
1	<p>監理技術者資格証があれば、実務経験が認められていると解釈して良いのですか。</p>	<p>資格者証の交付のため建設技術センターへ申請時に、【監理技術者実務経験証明書】を添付する必要があります。 監理技術者資格者証を持っていることは、実務経験が認められていると考えられます。</p>	
2	<p>この場合は、経験年数確保のための経歴は省略しても良いのでしょうか。</p>	<p>監理技術者の配置が義務付けられている工事で有れば、監理技術者資格者証の写しを添付することで記載の省略が可能です。 主任技術者の配置の工事においても、上記と同様に監理技術者資格者証の写しを添付することで記載の省略が可能です。</p>	
3	<p>工事契約書類の『現場代理人等通知書』を提出する場合において監理技術者資格証の写しを添付することで、【資格及び経歴】欄の工事経歴は、省略してもよろしいのでしょうか。</p>	<p>『現場代理人等通知書』は、工事請負契約書第10条『その氏名とその他必要な事項を甲に通知しなければならない』とあります。 よって監理技術者資格者証の写しを添付しても、工事経歴は省略しないで下さい。</p>	
4	<p>主任技術者の配置工事で、配置条件を【実務経験年数】で適用する場合で、【監理技術者資格者証の写しを添付する場合】は、どうすればよいのですか。</p>	<p>①『現場代理人等通知書』の『資格及び経歴書』の【工事経歴】は、過去の完成工事の経歴を記入するようにして下さい。 ②『現場代理人等通知書』に監理技術者資格証の写しを添付する場合は、1項と同様に、実務経験が満足していると考えられるため、実務経験を証明する資料として取扱います。 ただし実務経験のみで主任技術者の資格要件を満足する場合は、別に実務経験を証明する資料の添付をして下さい。 (建設業法第3条に定める様式第9号「実務経験証明書」) 例えば、高等学校の機械科卒業の方は、【実務経験5年以上】であるため、【60ヶ月以上】実務経験の証明が必要となります。</p>	
5	<p>実務経験証明書の「月数」のカウント方法について、教えて下さい。</p>	<p>実務経験証明書の記入欄に、それぞれの工事に従事した実務年数を例えば【3年5月から3年12月】と記入します。 この時の従事期間は、従事した実務経験の満了月数のカウントとして下さい。</p>	
6	<p>健康保険証の写しは、提出しなければいけないのでしょうか</p>	<p>健康保険証は、個人情報(家族等)が掲載されているため、写しの提出は不相当と考えています。 ただし、元請会社の社員であることに疑義が発生した場合には確認(証明)のために監督職員から提示を求められた場合は提示して下さい。 元請会社社員であることの確認(証明)方法としては、監理技術者資格者証で確認(証明)する方法もあります。</p>	

質 問	回 答	備 考
<p>7</p> <p>施工体系図は、現場に表示しなければなりません。が、工事現場が室内の場合でも、表示しなければならないのでしょうか。</p> <p>またこの場合でも、公衆の見やすい場所に掲示しなければいけないのでしょうか？</p>	<p>建業法24条の7の4に【当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない】とあるため、室内における工事の場合でも、表示が必要です。</p> <p>その時の表示方法は、出入口付近、窓（見えやすい場所）、マグネット等で固定するなどの工夫をして下さい。なお、表示場所は、監督職員と協議して下さい。</p> <p>また、工事現場が室内であっても『入札契約適正化法第13条3項』に基づき【工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所とする】とあるため、室内工事のみであっても、現場、及び外部に設置しなければなりません。</p> <p>ただし、明らかに一般者がいない場合には、監督職員と協議して公衆の見やすい場所の掲示を省略することができます。</p>	
<p>8</p> <p>工事を施工する場合で、工場製作期間と現場施工期間において、主任技術者を変更しても構いませんか。</p>	<p>原則として、主任技術者を変更する場合は、適正な理由が必要となります。</p> <p>なお、技術者の変更とは技術資料に記載した技術者を変更する場合のことで、工場製作と現場施工のある工事等において、『現場代理人届等』の書類の提出時点から、主任技術者を【工場】【現場】でそれぞれ選任する場合は、技術者の変更には該当しません。ただし、工事途中で、技術資料に記載した技術者（現場施工の技術者）を変更する場合は該当します。</p> <p>CORINS上での主任技術者登録も、工場、現場別に登録できます。ただし、従事期間については工場と現場が重複しないように留意して下さい。</p> <p>なお、工場での設計・製作のみに従事した期間は、実務経験にカウントされないため、注意して下さい。</p>	
<p>9</p> <p>工場の設計担当者が、現地での設計打ち合わせ、据付・調整の指導等は、実務経験にカウント出来るのでしょうか。</p>	<p>工場の設計担当者が、現地で設計打ち合わせ、据付調整の指導をしたことは、【工場での設計製作から現地工事について一貫して従事した】とみなされるため、実務経験にカウント出来ます。</p> <p>この場合の実務経験は、工場～現地まで通算してカウントします。</p>	
<p>10</p> <p>工場の設計担当者が工事を遂行する上で、「設計打ち合わせ」とは、何をいうのでしょうか。</p>	<p>設計打ち合わせとは、単に工場設計担当者が、事務所へ出向いて挨拶、仕様の確認等を行うだけではありません。</p> <p>現地を確認することにより、現地状況、周辺状況を把握し設計に反映させることが必要です。</p> <p>それにより、施工管理に携わったと解釈出来ると考えられます。</p>	
<p>11</p> <p>作業員9人以下の場合における労働安全組織で、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等を選任した場合で、所轄労働基準監督署に報告しなかった場合は、法律違反となるのでしょうか。</p>	<p>作業員9人以下の場合、労働安全衛生法では、提出義務（特定元方事業の開始報告）はありません。</p> <p>ただし、所轄の労働基準監督署へ、提出すれば受理されます。</p> <p>近年では、作業員9人以下の場合においても提出を行っている例もあります。</p>	
<p>12</p> <p>作業員9人以下の場合、労働安全組織（統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任）を構築しなくてもよいのでしょうか。</p>	<p>労働安全衛生的には、特に規定がありません。</p> <p>しかしながら北陸地整では平成5年3月31日労働省通達文書の要請に応えることにしており、作業員9人以下の場合でもそれに準ずる姿勢を求めています。</p> <p>よって、労働安全衛生組織を構築することが望ましいと考えます。</p>	

	質 問	回 答	備 考
13	公募の場合で、機械器具設置工事業の排水ポンプ設備工事を受注したのですが、配置予定の主任技術者が急遽入院したため、その主任技術者が配置出来なくなりました。この場合は、どうなるのでしょうか？	配置予定技術者の専任ができない場合は、基本的に契約解除となります。 しかし、急病等、社会通念上やむを得ない特別な理由である場合は、契約担当官の書面により承諾を受けて変更することができます。 ただし、配置する主任技術者は配置予定技術者と同等以上であることが必要となります。	
14	機械関係の工事において、作業主任者を配置しなければならない作業は、ありますか。	作業主任者を配置する作業は、安衛令第6条に定められている作業です。これらの作業を行う場合は、作業主任者の配置が必要となります。 一例ですが機械関係の工事では、ガス溶接作業、つり足場（張り出し足場又は高さ5m以上の構造）の組立、解体又は変更作業が該当する場合がありますと考えられます。	
15	主任技術者を実務経験による専任を予定していますが、専門学校卒業の場合の実務経験は、どの様に扱えば良いのでしょうか。	原則として、 <u>専門学校は、学校教育法に定める指定学科として認められていません。</u> <u>従って、専門学校以前の学歴で判断することになります。</u>	
16	主任技術者を実務経験による専任を予定していますが、最終学歴が指定学科以外の大学卒業です。高校は、指定学科の卒業になっています。この場合どの様に実務経験を扱えば良いのでしょうか。	主任技術者を実務経験で配置する場合、全て最終学歴で判断するものではありません。 最終学歴が指定学科以外の大学卒業であっても、それ以前の学歴が指定学科卒業であれば、その学歴で実務経験の必要年数の判断をします。 (例：最終学歴以前の学歴が高等学校の指定学科卒業であれば、実務経験の必要年数は【5年以上】であるため【60ヶ月以上】の証明で配置することが可能となります。)	
	この場合の現場代理人等通知書の経歴書の記載方法を教えてください。	現場代理人等通知書・経歴書の最終学歴欄は、最終学歴以前の【指定学科卒業】の経歴を (例：〇〇県立〇〇工業高校 機械科)と最終学歴を (例：〇〇大学××工学科)と2段書きで記載して下さい。 (記入例 を参照願います)	
17	安全訓練で『月当たり4時間』の『月』の考え方を教えてください。 (カレンダー月でしょうか、工事着手してからの延べ月でしょうか)	安全訓練の『月当たり4時間』の『月』は、カレンダー月です。 これは、土木工事現場必携に記載されている『安全・訓練等の実施予定表』が『カレンダー月毎』により項目設定されているためです。	
19	機械器具設置工事業の排水ポンプ設備工事を受注しました。二次コクリート等の土木工事を下請けに出しました。この場合、下請の主任技術者の資格要件は、機械器具設置工事業の資格が必要なのでしょうか。	下請負の『施工に必要な許可業種』は、発注の工事業の種別に関係なく【 施工に必要な業種 】で判断します。 例えば下請の作業内容が【コンクリート工事】の場合の『施工に必要な許可業種』は、『とび・土工工事業』となります。 また、配置する主任技術者は、1級、2級土木施工管理技士または、前述の工事業に対応する資格を有する主任技術者の配置が必要となります。	

参 考：様 式 の 記 載 例

現場代理人等通知書

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した〇〇工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

1. 現場代理人

工場製作 : 北陸 太郎
現場架設 : 建設 次郎

2. 主任（又は監理）技術者

工場製作 : 北陸 太郎
現場架設 : 建設 三郎

※技術資料提出時の配置予定技術者と、契約時の配置技術者の確認をするため、工場製作時の技術者と、現場架設（据付）時の技術者を変更する場合は、当初から併記して提出すること。

なお、現場工事実績情報システム（CORINS）でも、工場製作時の技術者と、現場架設（据付）時の技術者を併記して登録することができる。

平成 年 月 日

請負者

住所 〇〇県〇〇市〇〇

〇〇機械設備（株）

氏名 代表取締役社長

〇〇 〇〇

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

経 歴 書

主任技術者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

現 住 所

生 年 月 日

最 終 学 歴

主任技術者の配置条件で『実務経験年数』を適用する場合『最終学歴が指定学科以外』で『それ以前の学歴が指定学科卒業』の場合は、
2段書きで記載して下さい。
それにより、実務経験の必要年数の判断要素とします。

平成〇〇年 〇月 〇〇県立 ××工業高校 機械科 卒業

平成〇〇年 〇月 〇〇大学 □□工学科 卒業

最終学歴以前の学歴が指定学科

資格及び資格番号

職 歴

最終学歴以前の学歴が指定学科以外

- ① 過去2～3年分の経歴を記載して下さい。
- ② 主任技術者を実務経験で配置する場合は、別に『実務経験証明書』を提出して下さい。
- ③ 監理技術者資格者証の写しを添付した場合は、『実務経験証明書』のうち【職名】欄【実務経験の内容】欄【実務経験年数】欄の記載の省略が可能です。

- ① 主任技術者の配置条件に該当する『資格名及び資格番号』を記載し、免状の写しを添付して下さい。
- ② 発注された工事業に該当する『監理技術者資格者証』をお持ちの方は、記載して下さい。併せて、資格者証の写しを添付して下さい。

実務経験証明書

下記の者は、〇〇〇工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

証明者

〇〇機械設備(株)

代表取締役 〇〇〇〇 印

技術者の氏名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	使用された期間	平成〇〇年
使用者の商号 又名称	〇〇機械設備(株)				〇月から 現在まで
職名	実務経験の内容		実務経験年数		
工事係	〇〇〇工事(民間) 下請負		元年6月から2年3月迄		9ヶ月
工事係	〇〇〇工事(〇〇公団発注) 下請負		2年4月から2年12月迄		8ヶ月
工事係	〇〇〇工事(民間) 下請負		3年1月から3年12月迄		11ヶ月
工事係	〇〇〇工事(〇〇公団発注) 下請負		4年1月から4年12月迄		11ヶ月
工事主任	〇〇〇工事(新潟県発注) 元請		5年5月から5年12月迄		7ヶ月
工事主任	〇〇〇工事(富山県発注) 元請		6年7月から6年12月迄		5ヶ月
現場代理人	〇〇〇工事(石川県発注) 元請		7年3月から7年11月迄		8ヶ月
現場代理人	〇〇〇工事(長岡国道発注) 元請		8年1月から8年10月迄		9ヶ月
現場代理人	〇〇〇工事(千曲川河川発注) 元請		8年12月から9年12月迄		12ヶ月
現場代理人	〇〇〇工事(富山河川国道発注) 元請		10年3月から10年12月迄		9ヶ月
現場代理人	〇〇〇工事(高田河川国道発注) 元請		11年2月から12年1月迄		11ヶ月
現場代理人	〇〇〇工事(長岡国道発注) 元請		12年6月から12年12月迄		6ヶ月
現場代理人	〇〇〇工事(千曲川河川発注) 元請		13年2月から14年2月迄		12ヶ月
現場代理人	〇〇〇工事(千曲川河川発注) 元請		14年5月から14年12月迄		7ヶ月
	各工事の実務期間毎に累計し、満10年、5年、3年以上の経験年数を満足することを確認する。		年 月から 年 月迄		
			年 月から 年 月迄		
使用者の証明 を得ることが できない場合	その理由			合計 満 10 年 5 月	
				証明者と被証明者との関係	社 員

指定学科

(建設業法第7条第2項又はハ用)

実務経験証明書

下記の者は、〇〇〇工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

証明者

〇〇機械設備(株)

代表取締役 〇〇〇〇 印

技術者の氏名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和41年3月31日	使用された期間	元年4月から 現在まで
使用者の商号又名称	〇〇機械設備(株)			国家資格	1級土木施工管理技士
最終学歴	昭和〇〇年〇月 〇〇工業(学校) 機械科卒業			技能検定	
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
	省略			年 月から 年 月迄	
	①国家資格を有している場合は、資格の写しを添付することにより、職名、実務経験内容、実務経験年数の記入を省略できる。			年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
				年 月から 年 月迄	
使用者の証明を得ることができない場合	その理由			合計 満 年 月	
				証明者と被証明者との関係	社員

施工体制台帳

[会社名] ○○機械設備(株)
[事業所名] ○○機械設備(株)○支店(営業所)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	作成特定建設業者が受けている許可をすべて記入		
工事名称及び工事内容	○○その2工事 工事内容記載(工種、延長等を記載)		
発注者及び住所	北陸地方整備局 ○○河川事務所 ○○県○○市○○町○ー○○		
工期	自 ○年○月○日 至 ○年○月○日	契約日	○年○月○日

契約営業所	区分	名称	元請負契約については、発注者と契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び住所であり、下請契約については一次下請契約と契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び住所である。下請契約が元請負契約と同じ場合は、「同上」でも良い。
	元請契約	○○機械設備(株)	
	下請契約	○○機械設備(株)○支店(営業所)	

発注者の監督員名	主任監督員名	権限及意見申出方法	契約書第9条第2項に関する権限意見申出方法＝書面
	○○出張所長 ●●次郎		

監督員名	一次下請負を監督するために作成特定建設業者が監督員を置いた場合その氏名	権限及意見申出方法	下請契約約款第11条に関する権限意見申出方法＝書面
------	-------------------------------------	-----------	---------------------------

現場代理人	現場 太郎	権限及意見申出方法	契約書第10条第2項に関する権限意見申出方法＝書面
-------	-------	-----------	---------------------------

監理技術者名	専任 監理 太郎	資格内容	1級土木施工管理技士
--------	----------	------	------------

専門技術者名	専門 一太郎	専門技術者名	建設業法第27条により、国家資格等の資格名 注意: 上記以外は実務経験となる
--------	--------	--------	---

資格内容	技能検定『塗装』	資格内容	
------	----------	------	--

担当工事内容	塗装	担当工事内容	
--------	----	--------	--

- (記入要領)
- 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略できる。
 - 監理技術者の配置状況については「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

《下請負人に関する事項》

会社名	▲▲工業(株)	代表者名	▲▲ 二郎
住所電話番号	○○県○○市○○町○ー○○		
工事名称及び工事内容	○○その2工事に係る (工事内容記載) 『原動機(内燃機関)1台の据付・調整』	工事名称は元請工事名「に係る」と附して記載。下請契約書における工事内容(工種、数量)を記載。 下請負者との契約日を記載	
工期	自 ○年○月○日 至 ○年○月○日	契約日	○年○月○日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	常時雇用する従業員が10人から49人までが現場に従事し、労務管理が発生(賃金の支払い等)する場合は推進者名を記載、労務管理が最寄りの本支店で行われてる場合は本支店の担当者名を()書きで記載する。10人未満の場合は斜線で消す
	建設業許可を有していない場合は、斜線で消して表示する。	安衛法第16条により、労働安全に関する調整等を行うために工事現場に常駐するものの中からに選任する	

現場代理人	下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名	安全衛生責任者名	責任 一郎
-------	-----------------------------------	----------	-------

権限及び意見申出方法	建設工事標準下請契約約款第13条に関する権限 意見申出方法＝書面	安全衛生推進者名	(安推 二郎) 雇用改善法5条に定められたもので、建設業に従事する事業者のみが選任
------------	-------------------------------------	----------	---

主任技術者名	主任 一郎	雇用管理責任者名	雇責 一郎
--------	-------	----------	-------

資格内容	技術士試験(機械部門)	専門技術者名	土木一式工事を請け負った場合で、土木以外の専門技術者が必要な分野の工事がある場合、有資格者の名前を記載する。
------	-------------	--------	--

資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

- 【主任技術者、専門技術者の記入要領】
- 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員
 - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
- 【経験年数による場合】
- 大学卒 「指定学科」 3年以上の実務経験
 - 高校卒 「指定学科」 5年以上の実務経験
 - その他

- 【資格等による場合】
- 建設業法 「技術検定」
 - 建築士法 「建築士試験」
 - 技術士法 「技術士試験」
 - 電気工事士法 「電気工事士試験」
 - 電気事業法 「電気主任技術者国家試験等」
 - 消防法 「消防設備士試験」
 - 職業能力開発促進法 「技能検定」

建設業法・雇用改善法に基づく届出書(変更届)

(再下請負通知書様式)

直近上位の
注文者名 機械設備(株)
支店(営業所)

元請名称 機械設備(株)

直近上位の契約者の現場代理人名を記載。直近上位に現場代理人が配置されていない場合は記載不要。

[報告下請負業者]

住所	〒 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇〇
電話番号	〇〇〇-△△△-××××
FAX	〇〇〇-△△△-××××
会社名	▲▲工業(株)
代表者名	▲▲二郎

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容	〇〇〇〇その2工事に係る (工事内容記載)『原動機(内燃機関)1台の据付・調整』	下請負者との契約日を記載
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文書との 平成 年 月 日 契約日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新)年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日
		大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日

監督員名	下請負と再下請負契約での指示・協議できる権限が与えられている者で、その権限が現場代理人に委任されていれば「現場代理人名」を記載。再下請契約書に監督職員の条項がない場合は、記載は不要
権限及び意見申出方法	一般
現場代理人名	下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者
権限及び意見申出方法	
※ 主任技術者名	建設業法第26条の規定により、元請、下請を問わず、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者及び資格を記載
資格内容	

安全衛生責任者名	元請と下請が締結した下請負契約関係から転記
安全衛生推進者名	同上
雇用管理責任者名	同上
※ 専門技術者名	同上
資格内容	建設業法第27条により、国家資格等の資格名 注意:上記以外は実務経験となる
担当工事内容	同上

(記入要領)

- 報告下請負業者は、直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄(当該用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄を複写
- 一次下請負業者は、二次下請負以下の業者から提出された書類とともに様式1-乙に準じて下請負者編成表を作成のうえ、元請に届け出ること。
- この届出事項に変更があった場合は、直ちに再提出すること。

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負関係について次のとおり報告いたします。

会社名	△△設備(株)	代表者名	△△ 三郎
住所 電話番号	〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇〇 〇〇〇-△△△-××××		
工事名称 及び 工事内容	〇〇その2 工事に係る 原動機(内燃機関)1台据付・調整 のうち 排気ダクト設置工事		
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新)年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日
		大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日

元請に統括安全衛生責任者が配置されている場合に安衛法第16条により、現場従事する作業員から選任

現場代理人	△△ 〇〇
権限及び意見申出方法	建設工事標準下請契約約款第13条に関する権限 意見申出方法=書面
主任技術者名	主任 二郎
資格内容	現場実務経験10年以上

安全衛生責任者名	〇〇 一郎 (工事現場に作業期間中は常駐)
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	雇責 一郎
専門技術者名	該当なし
資格内容	
担当工事内容	

【主任技術者、専門技術者の記入要領】

- 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)

【経験年数による場合】

- 大学卒「指定学科」3年以上の実務経験
- 高校卒「指定学科」5年以上の実務経験
- その他

- 【資格等による場合】
- 建設業法「技術検定」
 - 建築士法「建築士試験」
 - 技術士法「技術士試験」
 - 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 消防法「消防設備士試験」
 - 職業能力開発促進法「技能検定」

発注者名	北陸地方整備局 ○○河川事務所
工事名	○○その2工事

元請業者	○○機械設備(株)
※監督員名	現場 太郎
店社安全衛生管理者	□□□□
監理技術者	監理 太郎
専門技術者名	専門 一太郎
担当工事内容	塗装
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	△△△△
会長	統括安全衛生責任者 ○○○○
副会長	○○機械設備(株) ■■■■
書記	◇◇◇◇

工事の下請負会社を含めた安全の責任者であり、元請負業者の中から選任する。

副会長は、元方安全衛生管理者又は下請負業者の現場代理人等を選任する。

- 作成上の留意事項
- ① 一次下請負者となる警備会社については、現場責任者名、工期を記載して下さい。
 - ② 下請負業者の主任技術者が「専任」している場合は、外枠を太線で表示して下さい。
 - ③ 下請負業者の工事内容が枠内に書ききれない場合は、別紙として工事内容を記載するような工夫をして下さい。
 - ④ 下請負業者の工事期間は、計画工程表等に合致させるとともに、変更した場合は「二段書き」する等、工夫をして下さい。
 - ⑤ 下請負業者の作業分担については、できるだけ工事数量総括表に合わせるよう努めて下さい。
 - ⑥ 店社安全衛生管理者を配置していない場合は、斜線で表示して下さい。
 - ⑦ 表中、中抜き部の者は請負者自ら専任して下さい。
 - ⑧ 建設共同企業体の場合、主任技術者は、専門技術者欄を利用し担当する工事内容を記載するよう記載して下さい。
 - ⑨ 監督員名は、元請業者の監督員氏名を記載して下さい。
 - ⑩ 掲示する施工体系図は、作業が終了した下請負業者は、削除して下さい。

工期	自 ○ 年 ○ 月 ○ 日
(当初)	至 ○ 年 ○ 月 ○ 日
最終	年 月 日

1次

原動機据付	会社名	▲▲工業(株)
工事内容	『原動機(内燃機関)1台の据付・調整』	
安全衛生責任者	安責 一郎	
主任技術者	主任 一郎	
専門技術者	専門技術者を選任した場合記載する	
担当工事内容		
工期	○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ ○ 年 ○ 月 ○ 日	

1次

交通誘導	会社名	○○警備
工事内容	交通誘導	
安全衛生責任者	交通誘導は、【現場責任者】と記載	
現場責任者	○○○○	
専門技術者		
担当工事内容	8	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

1次

機器輸送	会社名	○○通運
工事内容	機器輸送	
安全衛生責任者	機器輸送は、【現場責任者】と記載	
現場責任者	□□□□	
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

1次

工事	会社名	
工事内容		
安全衛生責任者		
現場責任者	建設業の許可を受けていない業者が下請負する場合	
専門技術者	軽微な建設工事(500万円未満)は、主任技術者が配置できないため、【現場責任者】と記載	
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~	

○工事 (災害防止協議会兼用) 施工体系図

2次

排気ダクト	会社名	△△設備(株)
工事内容	排気ダクト据付	
安全衛生責任者	▲▲▲▲	
主任技術者	主任 二郎	
専門技術者	無し	
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

2次

工事	会社名	
工事内容		
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

2次

工事	会社名	
工事内容		
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	14 年 12 月 10 日 ~ 15 年 3 月 1 日	

2次

工事	会社名	
工事内容		
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 15 日 ~ 年 月 日	

2次

工事	会社名	
工事内容		
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

2次

工事	会社名	
工事内容		
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

2次

工事	会社名	
工事内容		
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

2次

工事	会社名	
工事内容		
安全衛生責任者		
主任技術者		
専門技術者		
担当工事内容		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

引き出し: 記載内容の説明箇所

□ 参 考 文 献 一 覧

名 称	年 度	備 考
機械工事共通仕様書（案）	H17	総合政策局建設施工企画課
機械工事施工管理基準（案）	H11	建設経済局建設機械課
土木工事共通仕様書	H19	（社）北陸建設弘済会
土木工事現場必携	H17	（社）北陸建設弘済会
より良い施工体制の確保を求めて	H17	北陸地方整備局建設技術協会
資格者証交付申請書「作成の手引き」 【実務経験者用】	H19	（財）建設業技術者センター
機械工事施工ハンドブック	H11	（社）日本建設機械化協会

平成〇〇年度

××機械設備工事
チェック・シート

〇〇〇〇(株)

*北陸地方整備局 企画部 施工企画課 編集

平成〇〇年度 ××設備設置工事 チェック・シート（例）

大項目	項目	確認事項	チェック欄			備考
契約状況	工事種別	種別の確認	<input type="checkbox"/> 鋼構造物	<input type="checkbox"/> 機械器具設置	<input type="checkbox"/> 左記以外	以外の場合の
契約書類	現場代理人等通知書	現場代理人等通知書の提出	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 未提出		契約後速やかに (目標：5日以内 (土日除く))
		日付の記入	<input type="checkbox"/> 記入	<input type="checkbox"/> 未記入		
	工事工程表	工事工程表の提出	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 未提出		契約後14日以内 (土日含む) 工事請負契約書第3条
		日付の記入	<input type="checkbox"/> 記入	<input type="checkbox"/> 未記入		
	前金払請求書	前金払請求書の提出	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 未提出		
	工事完成届	工事完成届けの提出	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 未提出		
		日付の記入	<input type="checkbox"/> 記入	<input type="checkbox"/> 未記入		工事完成日を記入
		監督職員の受付印があるか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		監督職員に確認のこと
工事引渡書	工事引渡書の提出	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 未提出		工事完成検査当日	
完成金払請求書	完成金払請求書	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 未提出		工事完成検査当日	
現場代理人	配置現場代理人の同一性	現場代理人等通知書と整合しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない		
	常駐状況	工事現場に常駐か	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない		
	元請社員の証明	元請社員であること	<input type="checkbox"/> である	<input type="checkbox"/> でない		健康保険証、 監理技術者資格者証
	名札の着用状況	着用しているか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	現場代理人の変更	現場代理人の変更はあったか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
主任技術者	配置技術者の同一性	現場代理人等通知書と整合しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない		
	資格状況	資格の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		資格名：
	指定学科	指定学科であるか	<input type="checkbox"/> 機械工学	<input type="checkbox"/> 土木工学	<input type="checkbox"/> 左記以外	(財)建設業技術セカ-： 資格者証交付申請書 「作成の手引き」P17参照
	実務経験年数 (実務経験で配置する場合)	実務経験年数が満足しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない		
		同種類似工事が同一工事業か	<input type="checkbox"/> である	<input type="checkbox"/> でない		
	元請社員の証明	元請社員であること	<input type="checkbox"/> である	<input type="checkbox"/> でない		健康保険証、 監理技術者資格者証
	恒常的雇用関係の証明	3ヶ月前の元請会社所属の証明が出来るか	<input type="checkbox"/> 出来る	<input type="checkbox"/> 出来ない		公募、随意契約の工事に適用
	上記の証明方法	本人に対する確認方法は何か	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証		
		元請の証明方法は何か	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者標準報酬決定通知書			
		(配置に疑義が生じた場合のみに適用)	<input type="checkbox"/> 市町村が作成する住民税特別徴収額通知書			
	常駐状況	工事現場に常駐か	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない		
		常駐状況の確認(月1回以上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない		
	名札の着用状況	着用しているか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
	主任技術者の変更	主任技術者の変更はあったか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

平成〇〇年度 ××設備設置工事 チェック・シート（例）

大項目	項目	確認事項	チェック欄	備考
監理技術者	配置技術者の同一性	現場代理人等通知書と整合しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
	監理技術者資格証	携帯しているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	許可建設業の種類	許可された工事業種はどの業種か	<input type="checkbox"/> 鋼構造物 <input type="checkbox"/> 機械器具設置	発注工事業種との整合
	元請社員の証明	元請社員であること	<input type="checkbox"/> である <input type="checkbox"/> でない	健康保険証、 監理技術者資格者証
	恒常的雇用関係の証明	3ヶ月前の元請会社所属の証明が出来るか	<input type="checkbox"/> 出来る <input type="checkbox"/> 出来ない	公募、随意契約の工事に適用
	上記の証明方法	本人に対する確認方法は何か	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証	
		元請の証明方法は何か	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者標準報酬決定通知書	
		(配置に疑義が生じた場合)	<input type="checkbox"/> 市町村が作成する住民税特別徴収額通知書 <input type="checkbox"/> 当該技術者の工事経歴	
	裏書き	監理技術者資格者証に裏書きはあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	講習の記録	監理技術者講習修了書の提示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H16.3.1以降に交付された方
名札の着用状況	着用しているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
監理技術者の変更	監理技術者の変更はあったか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
CORINS	当初受注金額	当初受注金額は、2,500万円以上か	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	500～2,500万円未達は、 受注時のみ登録
	当初契約時	工事カルテを登録前に監督職員の 確認を受けたか	<input type="checkbox"/> 受けた <input type="checkbox"/> 受けない	
		登録時期：受注後10日以内か	<input type="checkbox"/> 10日以内 <input type="checkbox"/> 10日以上	土日を除く
	変更契約時	工事カルテを登録前に監督職員の 確認を受けたか	<input type="checkbox"/> 受けた <input type="checkbox"/> 受けない	
登録時期：変更契約後10日以内か		<input type="checkbox"/> 10日以内 <input type="checkbox"/> 10日以上		
設計照査	実施	設計照査を実施したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	工事請負契約書第18条
	対比表	設計図書との対比表はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17機械工事共通仕様書
	記録	打ち合わせ簿はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	記録を承諾図に反映	反映しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
請負代金	対象工事	請負金額が1億円以上で、 工期が6ヶ月以上か	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外	
内訳書	対象の場合	提出をしたか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	H17土木工事現場必携p13
		提出は、契約締結後14日以内か	<input type="checkbox"/> 14日以内 <input type="checkbox"/> 14日以上	
施工計画書	提出	工事着手前に提出しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
	記載事項の項目確認	工事概要	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	機械工事施工ハンドブック 2-6、3-4
		計画工程表	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携p15
		工場、現場組織表 (品質管理組織表等含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		安全管理(安全衛生組織、 作業中止基準、安全教育訓練等含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		指定機械	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		主要機材	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		施工要領	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		施工管理計画 (工程、品質、出来形、写真管理等)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		緊急時の体制及び対応	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		交通管理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		環境対策	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

平成〇〇年度 ××設備設置工事 チェック・シート（例）

大項目	項目	確認事項	チェック欄		備考
施工計画書	記載事項の項目確認	現場作業環境の整備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		再資源の利用促進	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		その他	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	現地打合せ事項の反映	工事着手後に発生した変更等を反映しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	見直事項
	一部変更指示後の反映	一部変更指示書の内容を反映しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	見直事項
	変更契約後の反映	変更契約事項等の内容が反映されているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	見直事項：中間変更等
	異常気象時の対応	豪雨、出水、土石流等の災害対応が立案されているか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		避難訓練は、計画されているか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
避難訓練は、実施されているか		<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 未実施		
建設業退職金 共済制度	元請加入状況	元請が建退共に参加しているか	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入	
	下請加入確認状況	下請が建退共に参加しているか	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入	
		下請の加入状況を書面で確認しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
	掛金相当額の算入	元請が未加入で、下請が加入している場合	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
	下請の未加入報告	下請の全てが未加入の場合の報告はあるか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	建設業退職金 共済組合証紙購入報告書
	未加入理由の整理	下請が未加入の理由が整理されているか	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
建退協適用 事業場の揭示	見やすい場所の揭示	工事現場に掲示してあるか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		公衆の見やすい場所に掲示してあるか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
施工体制台帳	施工体制台帳の整備	施工体制台帳が整備されているか	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
	下請の記載	一次下請以降が記載されているか	<input type="checkbox"/> 一次まで	<input type="checkbox"/> 二次まで	<input type="checkbox"/> 二次以降
	建設業の許可の記載	建設業の許可記載はあるか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	下請含む
	主任技術者資格等	主任技術者の名前、資格はあるか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	下請含む
	下請との契約	下請と契約書が、交わされているか	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
		工事名、数量、金額が明記されているか	<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない	
写しが添付されているか		<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない		
施工体系図	施工体制台帳との整合	施工体系図が、 施工体制台帳と整合しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
	見やすい場所の揭示	工事現場に掲示してあるか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		公衆の見やすい場所に掲示してあるか	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	下請の資格確認	下請作業員の資格を確認しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
確認方法は、何か		<input type="checkbox"/> コピー	<input type="checkbox"/> 一覧表		
保険関係 成立届	保険関係成立届けの提出	所轄労働基準監督署に提出したか	<input type="checkbox"/> した	<input type="checkbox"/> しない	
	届出日数	10日以内に提出しているか	<input type="checkbox"/> 10日以内	<input type="checkbox"/> 10日以上	
	見やすい場所の揭示	工事関係者の見やすい場所へ掲示しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	労働災害補償保険法 施行規則第49条
公衆の見やすい場所に掲示してあるか		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
建設業許可証 の揭示	建設業許可証の揭示	元請は、公衆の見やすい場所に 掲示しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	建設業法40条
		元請は、下請負業者に対し、 提示を指導しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	建設業許可を有する 下請負業者を 使用する場合
		元請は、下請負業者に対し、 提示場所を提供したか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
		下請は、許可証の提示をしているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	

平成〇〇年度 ××設備設置工事 チェック・シート（例）

大項目	項目	確認事項	チェック欄	備考
労働安全衛生	工事規模	常時作業員の人数	<input type="checkbox"/> 50人以上 <input type="checkbox"/> 10~49人 <input type="checkbox"/> 9人以下	
	選任状況	統括安全衛生責任者（元方選出）は、選任したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	
		店社安全衛生管理者（元方選出）は、選任したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	
		元方安全衛生管理者（元方選出）は、選任したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	
		安全巡視員（元方選出）は、選任したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	
		安全衛生責任者（下請選出）は、選任したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	
	常駐状況	統括安全衛生責任者は誰か	<input type="checkbox"/> 現場代理人兼務 <input type="checkbox"/> 主任技術者兼務 <input type="checkbox"/> 専属	
		統括安全衛生責任者は現場に常駐していたか	<input type="checkbox"/> いた <input type="checkbox"/> いない	
		元方安全衛生管理者は専属かどうか	<input type="checkbox"/> 現場代理人兼務 <input type="checkbox"/> 主任技術者兼務 <input type="checkbox"/> 専属	
		元方安全衛生管理者は、現場に常駐していたか	<input type="checkbox"/> いた <input type="checkbox"/> いない	専属の場合は、常駐状況を証明すること。
	組織	施工計画書と組織、配置者が整合しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
	資格の確認	元方安全衛生責任者（元方選出）の資格はOKか	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	安衛則第18条の4
		店社安全衛生管理者（元方選出）の資格はOKか	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	安衛則第18条の7
	所轄労基への届け出	所轄労働基準監督署へ届け出をしているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
	災害防止協議会	協議会があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		月に1度以上開催されているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
		その記録はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	危険予知活動（KY）	作業を行う前、危険予知活動（KY）を実施しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	作業日のみ
		その記録はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	安全巡視	安全巡視員が、1日1回以上巡視を実施しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	作業日のみ
		その記録はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	店社パトロール	月に1度以上実施されているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
		店社安全衛生管理者が出席しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
		その記録はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	建設機械の点検	建設機械、使用工具の点検を実施しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
		その整備記録はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	工事中止の基準	雨量値を定めているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不要	昭34.2.18 基発第101号
風速値を定めているか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不要	H17土木工事現場必携p19	
消火器の設置	消火器は設置しているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	その写真はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
安全標識の設置	安全標識を設置しているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	注意喚起のポスター、バリアード等	
	その写真はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
新規入場者教育の実施	新規入場者教育を実施しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
安全施工サイクルの実施	安全施工サイクルを励行しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
作業主任者	作業主任者の配置	安衛令6条に基づく作業主任者の配置をしたか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない	
	資格の確認	作業主任者は、資格を保有しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
	施行計画書への記載	施行計画書に記載しているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
	作業主任者の員数	作業主任者の員数は、何人か	<input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 2人	

平成〇〇年度 ××設備設置工事 チェック・シート（例）

大項目	項目	確認事項	チェック欄		備考
施工管理	工程表の作成	計画工程表は、作成しているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
	工程表の進捗	進捗率は、計画通りか	<input type="checkbox"/> 計画通り	<input type="checkbox"/> 進み <input type="checkbox"/> 遅れ	
	計画工程10%以上の有無	10%以上の遅れ（進み）があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		10%以上遅れの場合、変更工程を作成したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
	一部変更指示	一部変更指示はあったか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		工程見直しは、実施したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
	自社独自の施工チェック体制	自社における独自のチェック体制があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
チェックを受けているか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
その記録は、あるか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
埋設物	埋設物の調査	ガス管、水道管等の埋設管路の確認をしたか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
		埋設管路は、あったか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(以下有の場合)	試掘は、実施したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
		設置（管理）者の立ち会い（確認）は受けたか	<input type="checkbox"/> 受けた <input type="checkbox"/> 受けない		
	その記録は、あるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
品質管理	品質管理の記載	施工計画書へ記載してあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	品質管理基準の明確	品質管理基準が明確化されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS、共通仕様書、品質管理基準、社内規格等	
	試験要領（法案）書	試験要領（法案）書は、提出されたか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	各管理基準該当外の管理	JIS、品質管理基準等の各基準該当の場合、規格（管理）値を定めて品質管理をしているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	盤関係	屋外仕様か、屋内仕様か	<input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内		
		証明出来る資料はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	ミルシート	鋼材のミルシートはあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		溶融亜鉛メッキのミルシートはあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	ISO9001	ISO9001を取得しているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	工場立会検査	契約図書に、工場立会検査は明記されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		明記無しの場合、現場代理人等が立ち会ったか	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 立会無し		
		その所見報告書はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	特記事項の品質証明	特記（機器）仕様書の記載事項のスペックの確認をしたか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
その試験記録は、あるか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
測定器の校正記録	各種測定器の校正記録はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
総合動作試験	総合動作試験は実施しているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない			
出来形管理	出来形管理の記載	施工計画書へ記載してあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	出来形管理基準の明確	出来形管理基準が明確化されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	JIS、共通仕様書、出来形管理基準、社内規格等	
	出来形管理表	出来形管理表があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	寸法確認	出来型寸法が、写真で確認出来るか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない		
	不可視部分の確認	不可視部分の確認が出来るか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない		
		その部分の寸法等は、確認出来るか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない		
	特記事項の出来形管理	特記（機器）仕様書の記載事項のスペックの確認	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない		
その試験記録は、あるか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

平成〇〇年度 ××設備設置工事 チェック・シート（例）

大項目	項目	確認事項	チェック欄	備考	
健康管理	健康診断	健康診断の実施はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携p78	
		それはいつか	<input type="checkbox"/> 雇い入れ時 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> 特殊健康診断		
	健康管理	問診表はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携p78	
段階確認	段階確認の有無	段階確認は、特記仕様書に記載されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	機械工事施工ハンドブック (別表4-1確認(段階確認))	
	段階確認書	段階確認書を提出したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
	段階確認の実施	段階確認を受けたか	<input type="checkbox"/> 受けた <input type="checkbox"/> 受けない		
		その記録はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
打ち合わせ簿	打ち合わせ記録	打ち合わせ簿【協議、承諾願、提出】があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携p40	
		日付、押印がされているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	設計変更対象の整理	設計変更を行う、行わないの整理がされているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
安全訓練	安全訓練の実施	4時間/月以上の安全訓練を実施しているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		作業員（下請含む）全員の参加があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		施工計画書の内容と整合しているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	安全訓練の回数	安全訓練の回数は（4h/月1回、2h/月2回、1h/毎週）	<input type="checkbox"/> 月1回 <input type="checkbox"/> 月2回 <input type="checkbox"/> 毎週		H17土木工事現場必携p62
	安全訓練内容	視聴覚訓練の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		H17土木工事現場必携p63
実践教育の実施		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	//		
事故	事故の発生	事故は、あったか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		事故があった場合、速やかに報告されているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
災害発生	災害発生	災害は、発生したか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	工事請負契約書 第29条第1項 H17土木工事現場必携p90	
		災害が発生した場合、速やかに報告されているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
品質証明 対象工事	受注金額	当初請負金額は、1億円以上か	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未済	H17機械工事共通仕様書	
	対象工事の有無	契約図書に品質証明の対象工事と明記されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	品質証明員の資格 (対象工事の場合のみ)	実務経験が、5年以上か	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未済		
		上記以外の場合、監督職員と協議したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
品質証明員の通知	品質証明員通知書は提出したか	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 未提出			
履行報告書	毎月の報告	毎月の報告がされているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	機械工事施工ハンドブック 3-19 提出：毎月5日まで前月分を (毎月初めに)	
	実施工程表との整合	出来高が実施工程表と整合しているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
	当初計画と対比	変更があった場合、当初計画と対比出来るか	<input type="checkbox"/> 出来る <input type="checkbox"/> 出来ない		
	記事欄への記入	記事欄への「契約変更、一部変更指示」の記載があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		工程を見直した場合は、必ず記入
公的機関への 申請等	県、市町村との協議	道路占用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	警察との協議	道路使用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		電力会社との協議	電力引き込み申し込み		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	電力柱への共架申請		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	NTTとの協議		NTT局線使用申し込み		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
NTT柱への共架申請		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
既済部分検査	既済部分検査の対象	既済部分検査の対象か	<input type="checkbox"/> である <input type="checkbox"/> でない	H17土木工事現場必携p122	
	既済部分検査要求書	既済部分検査要求書は提出したか	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 未提出		
	出来高内訳書	出来高内訳書は提出したか	<input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 未提出		
	出来高金額	出来高金額は、クリアしているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		

平成〇〇年度 ××設備設置工事 チェック・シート（例）

大項目	項目	確認事項	チェック欄	備考	
支給品	支給品	支給品の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携p113	
	支給品要求書	支給品要求書を提出したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
	支給品受領書	支給品受領書を受領したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
	支給品精算書	支給品精算書を提出したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
	支給品の確認	写真で確認できるか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない		
創意工夫	創意工夫の実施	創意工夫は、実施したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
現場発生日	現場発生日	現場発生日はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	現場発生日引渡書の提出	現場発生日引渡書は提出したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
土・休日 夜間作業	土・休日夜間作業	土・休日夜間作業はあったか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携p49	
	作業届	作業届は、提出してされているか	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない		
工事延期	工事延期願の提出	工事延期を願いだしたか	<input type="checkbox"/> でた <input type="checkbox"/> でない		
	工事延期の理由	工事延期の理由は、なにか	<input type="checkbox"/> 天災 <input type="checkbox"/> 不可抗力 <input type="checkbox"/> その他		
	事前協議	監督職員と事前協議は、実施したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
議事録、理由、工程表が整理されているか		<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない			
工事中止	工事中止	工事中止の指示があったか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
工事再開	工事再開	工事再開の指示はあったか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
環境対策	排出ガス対策	排出ガス対策の建設機械の使用はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携p175	
		写真で確認出来るか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない		
		施工計画書に記載してあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	騒音対策	低騒音型の建設機械の使用はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携p177	
写真で確認出来るか		<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない			
施工計画書に記載してあるか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
工事関係者 連絡会議	隣接工事又は同一場所	隣接場所又は同一場所に別途工事があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-26	
		その工種は、何か	<input type="checkbox"/> 土木 <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気	H17機械工事共通仕様書 1-1-38	
	工事関係者連絡会議	工事関係者連絡会議を組織したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
	工事関係者連絡会議規約	工事関係者連絡会議規約はあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	H17土木工事現場必携 p52	
工事検査	設置状況の提出	設置状況表は、提出したか	<input type="checkbox"/> した <input type="checkbox"/> しない		
	工事検査書類リスト	工事検査書類リストはあるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		工事検査出席者	現場代理人	<input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席	
			主任（監理）技術者	<input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席	
			設計担当者	<input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席	
	品質証明員		<input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席		
	工事概要説明	現場代理人が工事概要の説明が出来るか	<input type="checkbox"/> 出来る <input type="checkbox"/> 出来ない		
		工事概要が説明出来る資料があるか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	測定器	各種測定器が用意されているか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	完成写真	完成写真はありますか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
完成図書	完成図書はありますか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
取扱説明書	取扱説明書はありますか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

平成〇〇年度 ××設備設置工事 チェック・シート（例）

大項目	項目	確認事項	チェック欄	備考
修 補	修補の事実 (有の場合、以下を対応)	修補、改善命令を受けたか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	修補指示書		<input type="checkbox"/> 受領	
	修補完了報告書	期限内に完了した場合	<input type="checkbox"/> 提出	H17土木工事共通仕様書 1-1-20、契約書31条
	修補・改造完了届	期限内に完了しなかった場合	<input type="checkbox"/> 提出	H17土木工事共通仕様書 1-1-20

より良い

施工体制の確保を求めて

【機械設備工事】

（鋼構造物工事業・機械器具設置工事業・さく井工事業編）

平成20年4月

平成20年4月 初 版 発 行

編 集 国土交通省 北陸地方整備局 企画部 施工企画課